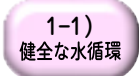
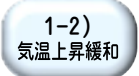
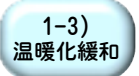
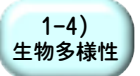
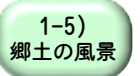
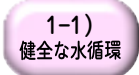
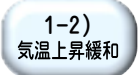
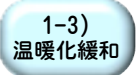
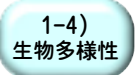
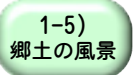
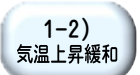
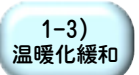
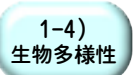
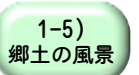


4 みどりの取組（施策の個表）

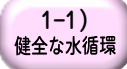
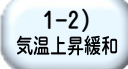
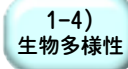
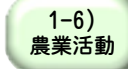
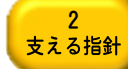
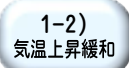
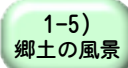
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地等の担保性の向上																	
個別施策	① 特別緑地保全地区の指定		実施状況	継続																
方向性	市内に残されている良好な樹林地などのうち、特に保全が必要な場所については、特別緑地保全地区に指定し、開発行為などを規制することで、良好な樹林地を守ります。																			
内容	<p>○都市緑地法に基づく制度であり、良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、建築行為や開発行為を許可制により規制するものです。</p> <p>○樹林地等の緑地を保全する規制力が非常に強い手法であり、現状維持が原則となります。</p> <p>○現在保全策が講じられていない良好な樹林地のうち、地権者の同意が得られる箇所について順次指定を検討します。特に、宮戸、郷戸、新屋敷の既指定区域と一体となる未指定の樹林地等について、指定を検討します。</p>																			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #f0e68c;">1-1) 健全な水循環</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #c8e6c9;">1-2) 気温上昇緩和</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">1-3) 温暖化緩和</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #c8e6c9;">1-4) 生物多様性</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">1-5) 郷土の風景</div> </div>																			
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課																	
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地等の担保性の向上																	
個別施策	② 保護地区・保護樹木の指定		実施状況	継続																
方向性	朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木に指定し、市内の貴重な樹木や樹林地を保全して、地域のみどりの景観と生態系を維持します。																			
内容	<p>○朝霞市緑化推進条例に基づき、市内の樹木や樹林地のうち、特に保護すべきものを保護樹木や保護地区として指定し、その保全を図る制度です。</p> <p>○指定を受けた樹木等の所有者に対し、維持管理費用の一部を助成するため、固定資産税額や指定期間に応じた奨励金を年1回交付しています。これにより、所有者の負担軽減を図りながら、良好なみどりの資産を将来へと受け継ぎます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【指定基準】</p> <p>《保護地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木が集団で生育している土地で、その面積が300㎡以上であるもの ・樹木のある神社または寺院の境内 ・その他市長が特に必要と認めたもの <p>《保護樹木》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが10m以上で、地上1.2mの高さにおける幹の周囲がおおむね1m以上であるもの ・樹形が特に優れているもの ・その他市長が特に必要と認めたもの </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【交付金額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">《保護地区》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3年まで</td> <td>指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年を超え6年まで</td> <td>指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6年を超えるもの</td> <td>指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">《保護樹木》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3年まで</td> <td>樹木1本当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年を超え6年まで</td> <td>樹木1本当たり 2,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6年を超えるもの</td> <td>樹木1本当たり 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>				《保護地区》		3年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額	3年を超え6年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額	6年を超えるもの	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額	《保護樹木》		3年まで	樹木1本当たり 1,800円	3年を超え6年まで	樹木1本当たり 2,400円	6年を超えるもの	樹木1本当たり 3,000円
《保護地区》																				
3年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額																			
3年を超え6年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額																			
6年を超えるもの	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額																			
《保護樹木》																				
3年まで	樹木1本当たり 1,800円																			
3年を超え6年まで	樹木1本当たり 2,400円																			
6年を超えるもの	樹木1本当たり 3,000円																			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #f0e68c;">1-1) 健全な水循環</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #c8e6c9;">1-2) 気温上昇緩和</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">1-3) 温暖化緩和</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #c8e6c9;">1-4) 生物多様性</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">1-5) 郷土の風景</div> </div>																			
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課																	

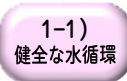
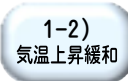
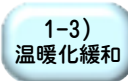
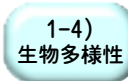
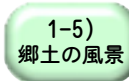
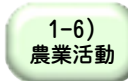
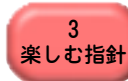
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地等の担保性の向上
個別施策	③ 文化財保護制度の運用		実施状況 継続
方向性	文化財保護法に基づき、自然豊かな史跡や天然記念物などの指定文化財を適切に保護・活用することで、歴史的・文化的価値のある緑地の保全を図ります。		
内容	<p>○国指定重要文化財旧高橋家住宅、県指定史跡柁塚古墳、広沢の池や二本松などの市指定史跡、代官水、根岸台のナツグミやユズなどの市指定天然記念物といった文化財の保護と活用に努めます。</p> <p>○剪定、除草、清掃などの維持管理を継続し、地域の歴史遺産と周囲の自然環境が調和した、朝霞市らしい歴史的風致を形成する景観を維持します。</p>		
対応指針	    		
関係者	行政、地権者	担当課	文化財課

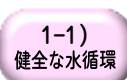
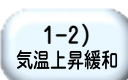
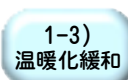
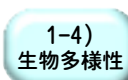
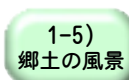
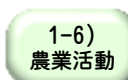
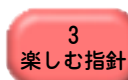
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地等の担保性の向上
個別施策	④ 公有地化による樹林地等の確保		実施状況 継続
方向性	市内に残されている民有地の樹林地等については、市民や専門家の意見を取り入れ、必要に応じて市が土地を所有(公有地化)することで、大切な緑地を確実に守ります。		
内容	○緑地の価値を適切に判断した上で、市が直接取得し管理を行います。市が所有・管理を行うことで、開発行為等による緑地の消失を未然に防ぎ、豊かな自然環境を将来へ確実に継承していくことを目的とします。		
対応指針	    		
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課

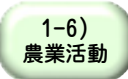
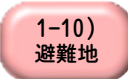
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地等の担保性の向上
個別施策	⑤ 景観重要樹木の指定		実施状況 継続
方向性	景観法に基づく景観重要樹木の指定を推進し、地域のシンボルや景観上重要な樹木を保全することで、美しい都市景観の形成を推進します。		
内容	<p>○景観法に基づき、地域の良好な景観形成に特に重要な役割を果たす樹木を景観重要樹木として指定し、その保全を図る制度です。</p> <p>○指定の提案があった樹木に対し、地域の自然や歴史、文化からみて景観上の特徴があることや、道路などの公共の場所から誰もが容易に眺めることができるといった基準をもとに、朝霞市景観審議会の審議を経て指定を行います。</p> <p>○指定により、安易な損失を防ぎ持続的な保全を図るとともに、各種の補助や優遇措置、専門家による助言を受けることが可能となり、適切な維持管理を支援します。</p>		
対応指針	   		
関係者	行政、地権者	担当課	まちづくり推進課

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(2) 良好な里山環境の維持・再生
個別施策	① 里山保全活動の推進		実施状況 継続
方向性	特別緑地保全地区などの樹林地等において、ボランティア団体と協力し、枯れた木の処理や、混み合った木を間引く間伐、草刈り、清掃活動などを継続的に行うことで、里山を美しく健康な状態に保ち、再生させていきます。		
内容	○里山は多様な生物が生息する豊かな生態系を有しており、重要な役割を担っています。この取組は、市民ボランティアの協力を得て、里山の健全な状態を保つための保全活動を行うものです。これにより、生物多様性の保全や景観の維持、さらには市民の環境意識の向上を図ります。		
対応指針	      		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(2) 良好な里山環境の維持・再生
個別施策	② 里山管理ガイドラインの策定		実施状況 新規取組検討
方向性	里山をどう手入れするかの方針を定めて、正しい管理方法をはっきりさせることで、市民ボランティアや関係者が同じ目標に向かって効果的に活動できるよう支援し、里山の自然をより豊かにしていきます。		
内容	○里山の生態系を健全に保ち、その多面的な機能を最大限に引き出すためには、科学的根拠に基づいた管理が必要です。 ○本ガイドラインでは、間伐の時期や方法、外来種対策、生物多様性への配慮など、具体的な管理手法を提示します。これにより、管理の効率化と里山の質の向上を図り、将来にわたって持続可能な里山保全の実現を目指します。		
対応指針	      		
関係者	行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全
個別施策	① 生産緑地・特定生産緑地制度の運用		実施状況 継続
方向性	生産緑地制度および特定生産緑地制度の運用により、都市部における貴重な農地を保全し、食料供給、防災、景観形成といった農地の持つ多面的な機能の保全を図ります。		
内容	○生産緑地制度は市街化区域内の農地を計画的に保全し農業の継続を目指す制度で、指定により税制の税優を受けられる一方、管理義務が生じます。 ○特定生産緑地制度は指定から30年経過後も税制の優遇をさらに10年延長できる制度であり、未指定の場合は税負担が増え農業継続が困難になる可能性があります。 ○本市では条例により指定面積の要件を500m ² 以上から300m ² 以上に引き下げており、より多くの農地を生産緑地に指定できるようにしています。		
対応指針	     		
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全
個別施策	② 遊休農地の活用促進		実施状況 継続
方向性	使われなくなって荒れてしまう農地(遊休農地)の発生を防ぎ、そうってしまった農地は再び農業利用が行われるように取り組むことで、農地全体を守ります。		
内容	<p>○農業委員会による農地パトロールを継続的に実施し、遊休農地の発生や無断転用を未然に防ぎます。</p> <p>○所有者の高齢化や後継者不足といった課題に対し、農地の貸借を促進することで、意欲ある担い手への農地集積や新規就農者の参入を支援し、耕作放棄地の解消を目指します。</p> <p>○農地が持つ郷土景観の形成や雨水の浸透、遊水機能といった多面的な機能を重視し、地域の貴重なみどりとして、将来にわたり適正な保全と活用に努めます。</p>		
対応指針	      		
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課・農業委員会

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全
個別施策	③ 景観作物の栽培		実施状況 継続
方向性	栄養分を含んだ豊かな土が風で飛んだり雨で流れたりしないように、作物を育てていない期間にも、肥料になる植物やきれいな花(景観作物)を植えることを進めます。		
内容	<p>○市内の農家を対象に緑肥や景観作物の種子を配布し、農地の保全や遊休農地の有効活用を後押しします。</p> <p>○休耕期の裸地化を抑えることで、土壌の流出や風による砂塵の飛散を防止し、周辺の良い生活環境の維持と豊かな農地景観の形成を並行して進めます。</p>		
対応指針	      		
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全
個別施策	④ 災害時の都市農地の活用		実施状況 継続
方向性	有事の際の避難空間や火災の延焼防止など、農地が持つ防災面の機能を活かすことで、地域の防災力を高め、市民の安全・安心な暮らしを支えます。		
内容	<p>○都市農地は、災害時の一時的な避難場所や物資の集積場所、延焼防止帯として重要な役割を担うほか、雨水浸透機能により都市型水害の抑制にも有効です。これらの多面的な機能を市民に周知し、災害時における具体的な活用方法を啓発することで、農地の重要性への理解を深め保全を促進します。</p> <p>○あわせて、避難空間等として農地を提供する「防災協力農地」の登録普及に努め、生産緑地の指定時などに協定締結を促すことで、地域全体の防災体制をより強固なものにします。</p>		
対応指針	 		
関係者	行政、地権者	担当課	危機管理室・産業振興課

4 みどりの取組（施策の個表）



施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(1) 湧水の保全
個別施策	① 湧水地及び周辺環境の保全		実施状況 継続
方向性	<p>広沢の池、代官水などの湧水地を適切に管理するとともに、周辺の森林や農地を保全して湧水の元となる地下水を豊かにし、湧水環境を守ります。</p>		
内容	<p>○かつて灌漑用水に利用された広沢の池や、江戸時代から地域で活用されてきた代官水、豊富な水量を誇る岡特別緑地保全地区内の湧水地をはじめ、市内には 20 か所以上の湧水地が確認されています。</p> <p>○これらは地域の貴重な自然資源であり、生態系の維持や景観形成に重要な役割を果たすため、普及啓発や土地所有者の理解を通じて保全に努めます。</p> <p>○また、湧水の源となる周辺の森林や農地の保全に加え、雨水の地下浸透を促す浸透柵や透水性舗装の設置を広域的に進めることで、湧水の水量と水質の維持を目指します。</p>		
対応指針			
関係者	行政、地権者、市民	担当課	みどり公園課・文化財課・環境推進課
施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(1) 湧水の保全
個別施策	② 雨水貯留浸透の推進		実施状況 継続
方向性	<p>朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、雨水を貯めたり地面にしみ込ませたりする施設を整備して浸水被害を減らし、自然な水循環を取り戻します。</p>		
内容	<p>○都市化に伴う浸透面積の減少や気候変動による集中豪雨の増加に対し、河川や下水道への負担軽減と水害の防止を図るため、各施設への雨水流出抑制施設の設置が重要となっています。本市では朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、500 m³以上の開発行為における雨水流出抑制施設の設置を推進しています。また、500m³未満については、浸透ますの設置をお願いしています。</p> <p>○朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助制度は、温室効果ガスの排出抑制や雨水の有効活用、河川への流出抑制を目的として、環境に配慮した創エネ・省エネ設備機器を設置した方に対し、予算の範囲内で設置費の一部を補助するものです。</p> <p>○水循環シミュレーションの結果を踏まえ、土地条件における雨水貯留浸透能力の適正配置の方針を検討し、健全な水循環を誘導するための雨水貯留浸透施設等の設置基準、緑化基準を改定し運用します。</p> <p>○公共施設の整備・再整備では、地域の健全な水循環を保全・再生させるため、雨水浸透や雨水の一時貯留等の取組を推進します。</p>		
対応指針			
関係者	行政、開発事業者、市民	担当課	環境推進課・下水道施設課・開発建築課

施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全
個別施策	① 荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全		実施状況 継続
方向性	荒川クリーンエイド等の活動を通じて、荒川近郊緑地保全区域の豊かな自然環境を守ります。		
内容	○荒川は重要な水辺空間であり、広域的な生態系ネットワークの核を担っています。市民、行政、関係機関が連携した荒川クリーンエイド等を通じ、河川の美化と水質保全に努めます。豊かな自然環境と水辺のみどりを保護し、市民が親しめる安全で良好な空間を維持して次世代へ継承することを目指します。		
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景
関係者	行政、市民	担当課	環境推進課

施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全
個別施策	② 黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全		実施状況 継続
方向性	黒目川、新河岸川、越戸川の自然を守る活動を継続し、生き物に配慮した川づくりや、外来種対策、市民参加による清掃活動などを通じて、水辺の環境と景観をより良くします。		
内容	○黒目川、新河岸川、越戸川は、散策や健康増進の場として市民に広く親しまれており、水とみどりのネットワーク形成における重要な要素です。これらの河川において、生態系に配慮した管理や、県・関係機関と連携した野生動植物の保護、外来種対策、環境学習を推進します。 ○朝霞市景観計画に基づき、河川の自然環境や周辺の斜面林、農地、桜並木が調和した景観の保全に努めます。 ○市民参加による清掃活動を通じて河川の美化と憩いの空間づくりを図り、活動を通じた地域の連帯感を育みます。		
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景
関係者	行政、市民	担当課	道路整備課・地域づくり支援課・環境推進課・まちづくり推進課

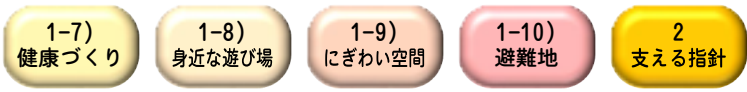

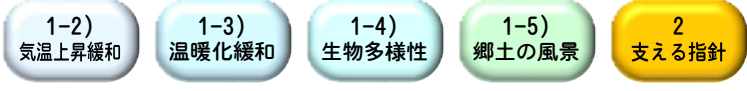
施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全
個別施策	③ 朝霞調節池内の湿地環境の保全		実施状況 継続
方向性	朝霞調節池内の湿地においては、国や市民団体と協力して希少な植物の保護活動を支援し、多様な湿地の生き物が暮らせる環境を守るとともに、自然観察の場としての活用に向けて検討を進めます。		
内容	○朝霞調節池は、多くの生物が生息する貴重な湿地環境を有しています。特に絶滅危惧種であるトダスゲの保全活動は、地域の生物多様性を維持する上で極めて重要です。市民団体との協働により湿地の生態系を保護するとともに、将来的には自然観察会などの開催を通じて、市民が湿地の重要性を学び、豊かな自然に親しむ場としての活用を目指します。		
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(1) 公園の整備推進
個別施策	① 身近な公園の適正配置		実施状況 継続
方向性	<p>身近な公園が不足する地域をなくすため、住区基幹公園の整備を進めます。</p> <p>また、老朽化した公園のリニューアルや再編を継続的に検討し、地域住民のニーズや利用状況に応じた機能充実を図り、公園の魅力を高めて利用を促進します。</p>		
内容	<p>○市民が日常的に利用する身近な公園は、健康増進やコミュニティ形成において重要な役割を担っています。特に公園が不足している地域では、既存の土地を有効に活用し、効率的な公園整備を推進します。</p> <p>○小規模な公園に特色を持たせ、利用者の目的に合わせて公園を選べる環境を整えるため、小学校区を単位として地域住民の意見を反映させながら、遊具や広場、生物多様性に配慮したみどり豊かな空間など、個々の公園が担う機能を具体化し、特色づくりを進めます。</p> <p>○マンション開発等に伴い設置・提供される公園や児童遊園地についても、地域住民がより利用しやすいものとなるよう検討します。</p> <p>○老朽化した公園については、現在の利用ニーズに対応させるため、公園全体の機能を見直し、計画的な再整備を検討します。あわせて、近隣の複数の公園を一つの群として捉え、一体的な機能の再配置を行うことで、限られた空間資源を最大限に活用し、多様なニーズに応えられる公園へと再編を検討します。</p>		
対応指針			
関係者	行政、地権者、開発事業者	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(1) 公園の整備推進
個別施策	② 基地跡地公園の整備推進		実施状況 継続
方向性	<p>朝霞市基地跡地利用計画の着実な実行を図り、整備に際しては朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕に基づいて、これからの朝霞の憩いと交流の拠点となる公園づくりを目指します。</p>		
内容	<p>○平成 24(2012)年に開設した基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」は、使いながらつくる、つくりながら考える広場として、市民参加により利用ルールを構築し、市民中心の管理運営に継続して取り組みます。</p> <p>○また、平成 27(2015)年 12 月に改定された朝霞市基地跡地利用計画に基づき、将来の朝霞のための憩いと交流の拠点の形成を目指し、基地跡地に残された緑地について、隣接する既存公園と連携したみどりの拠点ゾーンとしての整備を推進します。</p> <p>○あわせて、同計画を基本に据えながら、基地跡地公園の実現に向けた様々な事業手法の検討を行います。</p>		
対応指針			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課・政策企画課

施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(1) 公園の整備推進
個別施策	③ 内間木公園の整備推進		実施状況 継続
方向性	内間木公園拡張整備基本構想に基づき、地域の特性を活かした公園づくりや防災機能の整備を行い、市民の憩いやレクリエーションの場としての魅力を高めます。		
内容	<p>○内間木地域は公園が少なく、遊具や広場など安全に遊べる空間が不足しています。市民意見を反映し、遊具・広場を整備し植栽の充実を図り、多世代が親しめる公園づくりを進めます。</p> <p>○公園の再整備にあたっては、Park-PFI の導入など、民間の資金やノウハウを活用した効果的な整備手法の検討を行います。</p>		
対応指針			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(2) 公園機能の充実
個別施策	① 防災機能の充実		実施状況 継続
方向性	朝霞市地域防災計画に基づきながら、公園への防災施設の設置を検討し、災害時に避難場所や物資集積拠点として機能する公園づくりを進めることで、都市の防災力を強化します。		
内容	○朝霞市地域防災計画に基づき、公園の防災機能を強化します。避難場所としての位置や規模を考慮し、防災倉庫やかまどベンチ、非常用トイレ等の設置を推進します。また、公園の新設時も地域特性に応じた機能を確保し、災害時の避難や活動拠点としての役割を強化します。		
対応指針			
関係者	行政	担当課	みどり公園課・危機管理室
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(2) 公園機能の充実
個別施策	② バリアフリー・インクルーシブデザインの推進		実施状況 継続
方向性	バリアフリー対応の公園施設を積極的に整備し、新たに整備する公園やリニューアルする公園にはバリアフリーやユニバーサルデザインを導入して、誰もが安全で快適に利用できる環境を整えます。		
内容	<p>○年齢、性別、障害の有無を問わず、誰もが公園を自由に利用できる環境を整備します。段差の解消や手すりの設置、多機能トイレの導入、インクルーシブ遊具の設置等を通じて、公園のアクセシビリティと利便性を高め、多様な方々に開かれた交流の場となることを目指します。</p> <p>○また、公園の整備や再整備の際には、設計段階から地域住民をはじめ、こどもから高齢者、障害のある方など様々な立場の方々の意見やアイデアを取り入れ、誰もが利用しやすく遊びやすい公園づくりを推進します。</p>		
対応指針			
関係者	行政	担当課	みどり公園課

4 みどりの取組（施策の個表）

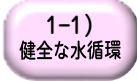
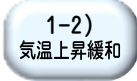
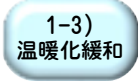
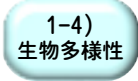
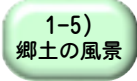
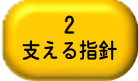
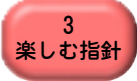
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(3) 公園の維持管理の充実
個別施策	① 施設の維持管理の充実		実施状況 継続
方向性	公園施設の安全点検を徹底し、朝霞市公園施設長寿命化計画に基づきながら計画的な修繕・更新を行い、施設の安全性を確保して、長期的な利用を可能にします。		
内容	<p>○公園の遊具や施設は経年劣化で安全性が低下する恐れがあるため、定期点検と計画的な修繕・更新により事故を未然に防ぎ、市民が安心して利用できる環境を維持します。適切な修繕を通じて施設の長寿命化を図ることで、将来的な維持管理コストの最適化を推進します。</p> <p>○市民の多様なニーズへの円滑な対応とサービス向上のため、都市公園の一部に指定管理者制度を導入しています。今後も制度の適切な運用により、サービス向上に努めます。</p>		
対応指針			
関係者	行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(3) 公園の維持管理の充実
個別施策	② 維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定		実施状況 新規取組検討
方向性	公園などにおける植栽管理指針を策定し、管理の手間を減らすことと美しさを保つことを両立させて質の高い緑地空間をつくり、みどりの健康を長く保ちます。		
内容	<p>○植栽は公園など公共施設の景観を形成する重要な要素ですが、適切な管理が行われなければその魅力は損なわれてしまいます。</p> <p>○維持管理性と美観を両立させるため、樹種の選定や剪定方法、病害虫対策、水やりなどの具体的な基準を定めた植栽管理指針を策定します。これにより、管理作業の標準化を図り、コストを抑えつつ、年間を通じて美しい緑地空間を維持することを目指します。</p>		
対応指針			
関係者	行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(1) 街路樹・並木の整備と管理
個別施策	① 持続的な植栽のあり方に関する検討		実施状況 継続
方向性	持続的な植栽のあり方について検討し、街路樹や並木を健全に育て、長期的に効率的な管理が行えるようにします。		
内容	<p>○令和 2(2020)年にオープンしたシンボルロードは、みどり豊かな憩いの場として親しまれる一方、樹木の老木化や過密化への対応が課題となっています。これまで専門家や市民参加によるワークショップ、樹木医を交えた勉強会を通じ、次世代につなげる新しい里山(朝霞スタイル)という理念のもと、管理の方向性を検討してきました。</p> <p>○今後はこの理念を具現化するため、目指す姿やゾーンごとの目標植生、具体的な作業計画や役割分担、さらに見直しの体制までを網羅した緑地管理計画を策定し、持続可能な管理の指針とします。</p>		
対応指針			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課

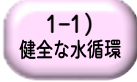
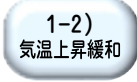
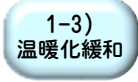
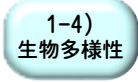
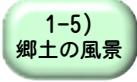
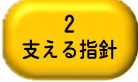
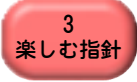
施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(1) 街路樹・並木の整備と管理
個別施策	② 街路樹の適正な維持管理		実施状況 継続
方向性	街路樹管理計画の策定を検討するとともに、街路樹の適正な維持管理を進め、安全で美しい街路景観を育てます。		
内容	<p>○街路樹は、良好な都市環境の形成に大きく貢献する一方で、適切な管理がなければ、通行の妨げや倒木の危険性、落葉による苦情などが発生する可能性があります。</p> <p>○計画的な剪定や病害虫対策により、樹木の健全な育成と安全で快適な道路空間の確保に努めます。</p> <p>○街路樹の適正な整備と維持管理を行うため、街路樹の配置や老朽度の調査を実施するとともに、街路樹管理に関する計画の策定について検討します。</p> <p>○また、事業中の都市計画道路における緑化や、地域住民との協働による植樹帯の維持管理を推進するとともに、国道や県道の管理者へも植栽整備を働きかけ、地域全体で美しい街路景観づくりを推進します。</p>		
対応指針			
関係者	行政	担当課	道路整備課

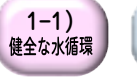
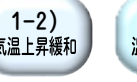
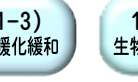
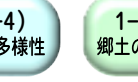
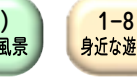

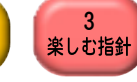

施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウォーカブルな空間形成
個別施策	① 河川沿いの散策路・親水広場の整備・管理		実施状況 継続
方向性	黒目川・新河岸川沿いを中心に、散策路や親水広場の整備・管理を継続し、水辺に親しみ、憩い、健康増進を図れる空間をつくります。		
内容	<p>○朝霞市景観計画に基づき、黒目川や新河岸川の自然環境、周辺の斜面林、農地、桜並木が一体となった豊かな景観を保全します。</p> <p>○これらの水辺空間において、ベンチや休憩スペースを適正に配置することで、ウォーキングやジョギング、自然観察といった多様な活動を促進し、市民が日常の中で健康的なライフスタイルを楽しめる、ウォーカブルなまちづくりを推進します。</p>		
対応指針			
関係者	行政、企業	担当課	まちづくり推進課・みどり公園課・道路整備課

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウォーカブルな空間形成
個別施策	② 歩道のネットワーク化と管理		実施状況 継続
方向性	歩道のネットワーク化と適切な管理を継続し、安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保します。		
内容	<p>○歩道は日常生活を支える重要施設です。段差解消や舗装改善、幅員確保、街路樹との調和により、高齢者や障害者など誰もが安心して利用できる歩行空間を整備します。</p> <p>○歩行環境のネットワーク化を継続的に推進することで、公共交通機関へのアクセス向上やまちなか散策の活性化を図り、安全で快適に移動できる都市の回遊性の向上に貢献します。</p>		
対応指針	   		
関係者	行政	担当課	道路整備課
施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウォーカブルな空間形成
個別施策	③ 休息や健康づくりの場の整備		実施状況 継続
方向性	まちなかベンチ、ポケットパーク、健康遊具の設置などを通じて、市民が気軽に休息し、健康づくりに取り組むことができる場を整備し、都市の快適性を高め、健康増進を図ります。		
内容	<p>○ウォーカブル推進都市として、駅前や商業施設周辺、公園の入口等にベンチやポケットパークを整備し、誰もが日常的に休息できる快適な都市空間を創出します。</p> <p>○あわせて、市内の散策路や散歩コースとの連携を考慮し、公園等へ健康遊具を計画的に配置することで、高齢者をはじめとした市民が気軽に運動に取り組める機会を提供します。</p> <p>○これらの整備にあたっては、市民や事業者からの寄附活用なども含めた多様な手法を検討し、官民が連携して市民の健康増進を支える環境づくりを推進します。</p>		
対応指針	  		
関係者	行政	担当課	まちづくり推進課・みどり公園課・道路整備課
施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策	(1) 公共施設のみどりの整備・管理
個別施策	① 公共施設の緑化と管理		実施状況 継続
方向性	市役所、保育園、公民館、学校など、様々な公共施設の緑化を進め、適切な管理を行うことで、美しい景観づくりや、夏の暑さ対策などを進めます。		
内容	<p>○公共施設の敷地内や壁面、屋上など、多様な場所での緑化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー効果、景観の向上を図ります。緑化された空間は、市民の憩いの場や環境教育の場としても活用し、適切な維持管理によりみどりの健全な成長を促します。</p> <p>○花とみどりにあふれたうるおいあるまちづくりに向けて、駅前広場や道路、公共施設等への花壇整備を進めるとともに、町内会やボランティア団体等と協力したプランターの維持管理や道路清掃などの市民協働の活動を推進し、地域全体で魅力的な景観の維持に努めます。</p>		
対応指針	      		
関係者	行政、市民	担当課	各公共施設所管課

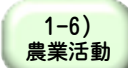
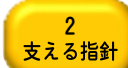
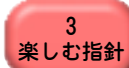
施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策	(1) 公共施設のみどりの整備・管理
個別施策	② 公共施設の植栽管理指針の策定		実施状況 新規取組検討
方向性	公園の植栽管理指針を策定する際には、公園以外の公共施設での管理についてもあわせて検討して、公共施設全体で質の高い緑地空間をつくり、みどりの健康を長く保ちます。		
内容	○公共施設の植栽は、地域の景観づくりを先導する重要な役割を担っています。 ○公園の植栽管理指針を策定する際、他の公共施設と共通化し、公共空間全体で質の高い緑地空間を創出します。また、維持管理を効率化し、長期的な健全性を確保します。		
対応指針	      		
関係者	行政	担当課	みどり公園課

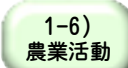
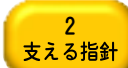
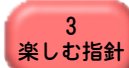
施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策	(2) 民有地のみどりの整備促進
個別施策	① 緑化支援制度の運用		実施状況 継続
方向性	生け垣をつくる際の補助金などの制度を適切に運用し、民有地の緑化を後押しして、まち全体のみどりの量を増やし、住みよい環境をつくります。		
内容	○生け垣は、通風改善、美観向上、防火、耐震性といった多面的な効果を持つ緑化手法です。 ○生け垣等設置奨励補助金などの緑化支援制度を運用することで、民有地における緑化を促進し、都市全体の緑被率向上と良好な住環境の形成を図ります。 ○また、既存の生け垣整備に加え、ヒートアイランド現象の緩和効果が期待できる高木の植栽や、雨水貯留浸透機能を有する雨庭の設置など、みどりの持つ多様な機能を最大限に発揮させるための新たな支援策の検討を進め、より質の高い住環境の創出を図ります。		
対応指針	      		
関係者	行政、市民、企業	担当課	みどり公園課

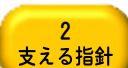
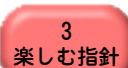
施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策	(2) 民有地のみどりの整備促進
個別施策	② まちづくりの制度を活用したみどりの確保		実施状況 継続
方向性	まちづくりの制度を積極的に活用し、民間による開発とあわせて緑地が確保されるよう促し、計画的に都市の緑化を進めます。		
内容	○みどり豊かな環境を創出するため、市独自の「あさか景観づくり協定」や地区計画制度などの活用を通じ、地域住民等による主体的な景観づくりのルール形成を促進します。あわせて、「朝霞市開発事業等に関する手続き及び基準に関する条例」に基づき、大規模開発やマンション建設時における緑化基準の遵守を指導します。 ○これにより、開発に伴う緑地の減少を抑制し、新たな緑地空間の創出を促すことで、民間開発と連携した計画的な都市緑化を推進し、都市全体の緑化水準の向上を図ります。		
対応指針	       		
関係者	行政、市民、開発事業者	担当課	みどり公園課・まちづくり推進課・開発建築課

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成
個別施策	① プレーパークの推進		実施状況 継続
方向性	プレーパークの活動を広げて、こどもの居場所づくりを進め、こどもたちが自然の中で自由に遊び、育つ場を充実させます。		
内容	<p>○プレーパークは、こどもたちが自らの責任で自由に遊ぶことを尊重する場所であり、自然素材や廃材の活用を通じて創造性を育む遊びを奨励しています。</p> <p>○市は、運営団体への支援や活動場所の提供を行うことで、こどもたちの健全な成長をサポートするとともに、地域の子育て支援や自然体験の機会を創出します。</p> <p>○拠点となる「朝霞の森」へのアクセスが難しい地域にも遊び場を届けるため、移動式プレーパーク「プレーパークキャラバン」を実施し、市内全域でこどもの居場所づくりを促進します。</p>		
対応指針			
関係者	行政	担当課	みどり公園課・こども未来課
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成
個別施策	② みどりの講習会等の実施		実施状況 継続
方向性	専門家を招いた勉強会などを開催し、みどりへの関心や知識、技術を高めてみどりの担い手を育てます。		
内容	<p>○専門家による講習会は、市民がみどりに関する知識や最新の情報を学ぶ貴重な機会になります。こうした学びの場を通じて、市民一人ひとりが緑化活動に高い関心を持ち、自ら積極的に取り組めるよう支援することで、地域全体のみどりの質の向上を促進します。</p>		
対応指針			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成
個別施策	③ 環境学習の実施		実施状況 継続
方向性	学校での環境教育やこどもエコクラブの活動などを支援し、こどもたちが環境問題への理解を深め、環境保全への意識を育てる機会をつくります。		
内容	<p>○学校の授業を通じた地球温暖化や生物多様性、ごみ問題などの多様な環境テーマに関する学びを推進します。</p> <p>○また、環境講座の開催や環境美化ポスターの募集、こどもエコクラブの活動支援などを通じて、身近な環境教育・環境学習の機会を充実させます。こうした取組により、次世代を担うこどもたちが環境問題への理解を深め、日常生活の中で自主的な環境保全活動に取り組めるよう促進します。</p>		
対応指針			
関係者	行政、市民	担当課	教育指導課・環境推進課・資源リサイクル課

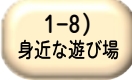
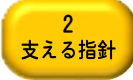
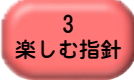
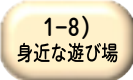
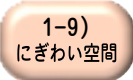
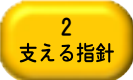
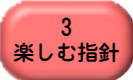
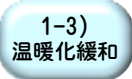
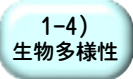
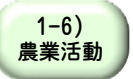

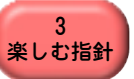
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成
個別施策	④ 教育分野における農業体験の促進		実施状況 継続
方向性	学校教育の中で農業体験の機会を設け、子どもたちが食や農業への理解を深め、自然との触れ合いを通じて豊かな心を育む機会をつくります。		
内容	<p>○学校の授業や課外活動に農業体験を取り入れることで、作物の生長を学び、食のありがたみや命の大切さを実感する機会を創出します。実際に土に触れ、自然の中で活動することは、子どもたちの五感を刺激し、豊かな感性や自然への畏敬の念を育むことにつながります。</p> <p>○こうした次世代の食育と環境教育を一体的に推進することで、子どもたちが身近な自然や食への理解を深め、心身ともに健やかに成長することを目指します。</p>		
対応指針	  		
関係者	行政、農業従事者	担当課	教育指導課

施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成
個別施策	⑤ 食育の推進		実施状況 継続
方向性	食育を進め、市民一人ひとりが食に関する正しい知識と選ぶ力を身につけ、健康的な食生活を送れるようにするとともに、都市農業の大切さを伝えます。		
内容	<p>○食育は、健康な心身を育む上で不可欠な取組です。本市では、学校給食における地場産食材の積極的な活用に加え、地元農産物を用いた料理教室や農業体験と連携したプログラムを通じ、食の循環や都市農業が果たす役割への理解を深めます。</p> <p>○こうした活動を通じて、市民が食への意識を高め、地域に根ざした健全な食生活を自発的に実践することを促進します。</p> <p>○また、地産地消を推進することで、農の恵みを感じられる豊かな食文化の継承と、市民の健康的な暮らしの実現を目指します。</p>		
対応指針	  		
関係者	行政、農業従事者	担当課	健康づくり課・学校給食課・教育指導課

施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充
個別施策	① 担い手のマッチング		実施状況 新規取組検討
方向性	手入れが行き届かないみどりの空間と、保全活動を行う市民団体を結びつけ、緑地管理を効率的に行うとともに、市民活動を活発にします。		
内容	<p>○みどりの空間を所有しているものの管理に苦慮する個人や団体と、保全活動を希望するボランティア団体を繋ぐマッチングの仕組みを構築します。</p> <p>○市民が主体となって活動できる場を広げることで、みどりを通じたコミュニティの形成や市民活動の活性化を促進します。地域全体でみどりを守り育む体制を整えることで、管理の効率化を図るとともに、持続可能な緑地管理と良好な景観の維持を目指します。</p>		
対応指針	 		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充
個別施策	② ボランティア活動団体の交流の促進		実施状況 継続
方向性	<p>生物多様性市民懇談会や緑地保全の勉強会などを開催し、ボランティア団体同士の交流を深め、情報共有と連携によって活動の質を高めるとともに、活動が継続的に行われるように支援します。</p>		
内容	<p>○市内で活動する様々な緑化・環境保全団体が、互いの活動内容や課題を共有し連携を深める場を提供します。団体間の情報共有やネットワーク化を図ることで、共通の課題に対する効果的な解決策を共に検討できる体制を構築します。</p> <p>○こうした連携の強化により、各団体のスキルアップやモチベーションの維持を支援し、地域全体で質の高い保全活動が持続的に行われることを促進します。市民団体と行政が一体となった強固な推進体制を構築し、みどり豊かな地域社会の実現を目指します。</p>		
対応指針	 		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充
個別施策	③ 民間企業等の参画の促進		実施状況 新規取組検討
方向性	<p>公募設置管理制度(Park-PFI)などを導入して、民間事業者の参加を促し、様々な人たちと協力して、みどりのまちづくりを進めます。</p>		
内容	<p>○民間資金等を活用した Park-PFI を導入し、収益施設を伴う魅力的な公園づくりを促進します。市の財政負担を軽減し、にぎわい創出と自立的な運営の両立を図ります。</p> <p>○企業の CSR 活動やネーミングライツ、カーボンオフセット等による参画を検討し、専門技術を持つ企業との連携による質の高い緑地管理や環境教育を推進します。行政と民間事業者がパートナーとして連携を深め、持続可能なみどりのまちづくりを目指します。</p>		
対応指針	 		
関係者	行政、企業	担当課	みどり公園課
施策の柱	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(2) 担い手の連携の拡充
個別施策	④ 農の担い手の育成		実施状況 継続
方向性	<p>農業者団体や後継者組織の活動を積極的に支援し、これからの農業の担い手を育てます。</p>		
内容	<p>○都市化が進む中で持続可能な農業を推進するため、多様な担い手の育成・確保を進めます。市民に身近な庭先販売や販売拠点である直売所の販売力を高めるため、農産物直売団体への支援を行うとともに、出荷組合の活動を支えることで生産者の経営安定化を促進します。</p> <p>○また、将来の地域農業を担う朝霞市農業青年クラブ等の農業後継者組織を支援し、組織の強化を通じた次世代への確実な技術継承と安定した後継者の確保を目指します。こうした多角的な取組により、地域農業の振興を図ります。</p>		
対応指針			
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課

施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策	(1)公園等の管理を通じたまちづくり
個別施策	① 公園サポーター制度の推進		実施状況 継続
方向性	公園管理団体(通称:公園サポーター)制度を進め、市民ボランティアによる公園の清掃、花壇の手入れ、見守り活動などを後押しし、市民と協力した管理体制の構築を図ります。また、こうした活動を通じて、公園への愛着を育みます。		
内容	<p>○公園サポーターは、地域住民が主体となって公園の維持管理に参加する制度です。清掃や花壇の手入れ、見守り活動などを通じて、公園の美化のみならず利用者の安全確保や地域コミュニティの活性化を促進します。</p> <p>○市は、活動に必要な資材の提供や情報共有、広報などを強化することで、市民の主体的な活動を支援します。地域に開かれた公園がコミュニティの拠点としてより一層活用され、市民一人ひとりの公園への愛着が深まることを目指します。</p>		
対応指針	  		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課・道路整備課
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策	(1)公園等の管理を通じたまちづくり
個別施策	② 市民や活動団体による朝霞の森の管理運営		実施状況 継続
方向性	基地跡地の一部である暫定利用広場(通称:朝霞の森)において、市民と行政が協力して管理運営を続け、市民のニーズに応じた広場の活用と、地域コミュニティの活性化を図ります。		
内容	<p>○平成 24 年開設の基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」は、「使いながらつくる、つくりながら考える」という理念のもと、市民参加によって利用ルールの策定や管理運営に取り組んできました。市民が自由に活動できるこの広場において、市民団体との協働によるイベントの企画・実施や施設の維持管理、植栽活動などを継続し、地域コミュニティの活性化を促進します。</p> <p>○今後も市民の多様なニーズに応える柔軟な運営を継続することで、朝霞の森が多くの市民に愛され、主体的に育まれる緑地空間となることを目指します。</p>		
対応指針	   		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策	(1)公園等の管理を通じたまちづくり
個別施策	③ みどりのリサイクルの推進		実施状況 新規取組検討
方向性	落ち葉の利用や剪定した枝などのリサイクルを進めるなど、緑地管理から出る資源を有効に活用して、循環型社会づくりに貢献するとともに、環境への負担を減らします。		
内容	<p>○朝霞和光資源循環組合の新焼却施設建設に合わせ、両市で異なるみどりのリサイクルルールの統一を検討します。また、公園や街路樹の落葉・剪定枝を堆肥や薪、マルチング材として活用し、廃棄物から資源へ再循環させる仕組みの構築を検討します。</p> <p>○こうした緑地管理から発生する資源の有効活用を通じて、廃棄物の削減と環境負荷の低減を図り、持続可能な循環型社会の形成を目指します。</p>		
対応指針	    		
関係者	行政	担当課	みどり公園課

4 みどりの取組（施策の個表）

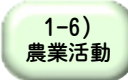
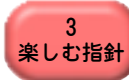
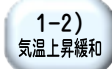
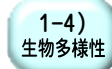
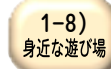
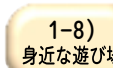

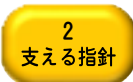
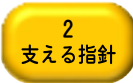
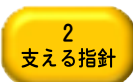
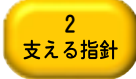
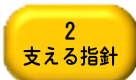
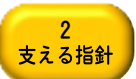
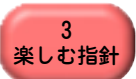
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策	(2) 多様なニーズに対応するみどりの確保
個別施策	① 市民農園の推進		実施状況 継続
方向性	市民農園を整備し、利用できる機会を広げることで、市民が気軽に農業体験を行える場を提供し、食育の推進、健康増進、地域社会の活性化を図ります。		
内容	<p>○市民農園は、市民が手軽に野菜や花を栽培できる場であることから、市民農園の整備と利用を推進し、日常生活の中で土に触れる貴重な機会を提供します。</p> <p>○農園での作業や収穫を通じた交流により、地域住民同士のつながりを深め、多世代が交流するコミュニティの形成を促進します。こうした農業体験を通じて、食育の推進や心身の健康増進を図るとともに、農のみどりを感じられる豊かな暮らしの実現を目指します。</p>		
対応指針	  		
関係者	行政、地権者、市民	担当課	産業振興課
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策	(2) 多様なニーズに対応するみどりの確保
個別施策	② 市民緑地制度等の活用		実施状況 新規取組検討
方向性	市民緑地制度や管理協定、自然共生サイトの認定等、土地の特性に合わせた多様な手法の活用を検討します。あわせて、民有地の保全や市民への開放、生物多様性の確保に向け、みどり法人等と連携した持続可能な管理体制についても検討します。		
内容	<p>○市民緑地認定制度は、土地所有者と市が協定を結び、民間所有の緑地を市民に公開・提供する仕組みです。これにより、開発が進む都市部においても既存の緑地を保全しつつ、地域住民の憩いの場や交流の場としての活用を促進します。</p> <p>○あわせて、本市において実績のない自然共生サイト制度、市民緑地契約制度や管理協定制など、多様な制度の活用に向けた検討を進めます。官民が連携して戦略的にみどりの空間を確保することで、地域コミュニティの活性化と良好な都市環境の形成を目指します。</p>		
対応指針	      		
関係者	行政、地権者、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	基本施策	(2) 多様なニーズに対応するみどりの確保
個別施策	③ 公園ごとの利用ルールづくり		実施状況 継続
方向性	公園ごとの利用ルールを柔軟に定めたり、見直したりすることで、公園の多角的な活用を促進し、地域資源の有効利用と市民の利便性向上を図ります。		
内容	<p>○公園の新設・改修では、人口構成やライフスタイルの変化に伴い多様化するニーズに対応し、計画段階から住民説明会等を通じて市民の意向を反映した公園づくりを推進します。</p> <p>○また、安全と秩序を保ちつつ、過度な制限を避け、地域の実情に応じた柔軟な利用ルールを住民と共に検討します。こうした市民と行政の対話による取組を通じて、地域資源としての公園の価値を高め、誰もが親近感を持ち多目的に活用できる場の創出を目指します。</p>		
対応指針	   		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課

表 資-13 今後活用を検討する緑地保全制度の概要

制度名	概要	主な要件	メリット（支援措置）
自然共生サイト制度	民間の取組によって生物多様性が守られている区域を国が認定し、国際的な保全目標達成を目指す制度です。	企業や個人の森、里山などが対象です。環境大臣が認定し、良好な生態系を維持します。	認定による企業価値の向上や、国による活動支援・マッチングが受けられます。
市民緑地認定制度	所有者の申請に基づき、市が市民の利用する緑地として認定します。民有地の有効活用を促進します。	面積 100 ㎡以上、10 年以上の公開が必要です。地域住民の憩いの場として活用します。	相続税評価額の 2 割減（20 年以上公開）や固定資産税等の免除などの優遇があります。
市民緑地契約制度	市や「みどり法人」が所有者と契約し、市民が利用する緑地を設置・管理する制度です。	面積 300 ㎡以上、期間 5 年以上が対象です。市等が維持管理を行うため、所有者の負担がありません。	管理負担の解消に加え、20 年以上の契約等で相続税評価額が 2 割減額されます。
緑地保全地域制度	都市近郊のまとまった緑地を都市計画に定め、無秩序な開発を抑制して良好な環境の維持を図ります。	無秩序な市街化防止に必要な土地が対象です。建築等の行為には市への届出が必要になります。	管理協定や市民緑地制度と組み合わせることで、より効果的な維持管理や活用が可能です。
管理協定制度	保全地区等の所有者と市が協定を結び、所有者に代わって市などが緑地の管理を行う制度です。	特別緑地保全地区等が対象です。所有者が管理できない場合に市が代行します。	管理負担が大幅に軽減されます。20 年以上の貸付等で、相続税が最大 4 割減額されます。
みどり法人制度	NPO や民間団体を市が指定し、公的な緑化の担い手として活動を促す制度です。	市長が指定した法人等が対象です。市民緑地の管理主体となり、地域の保全活動をリードします。	公的な位置づけを得ることで、所有者との交渉や資金調達、活動の展開がスムーズになります。
都市緑化支援機構制度	国が指定した専門機関が、市に代わって貴重な緑地を機動的に買い入れ、保全する制度です。	国土交通大臣が指定した法人が業務を担います。	土地買収による確実な緑地保全と、専門知見に基づいた質の高い維持管理が期待できます。

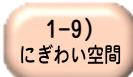
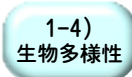
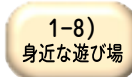
4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策	(1) みどりのモニタリングの実施
個別施策	① グリーンインフラの実態調査の実施		実施状況 継続
方向性	計画改定時などに、みどりの現況調査やグリーンインフラの分析を実施します。これにより、都市のみどりの現状と課題を正しく把握し、効果的な計画づくりや対策につなげます。		
内容	<p>○みどりの保全と創出に向けた取組の基礎となる緑被率経年変化調査を継続します。</p> <p>○今後は、従来の写真測量(正規化植生指数による緑被抽出)の手法に加え、レーザー測量による植物の高さ情報(DHM)の取得による精度の高い抽出手法を検討します。</p> <p>○また、概ね5年ごとに多面的なグリーンインフラ評価を実施し、その結果を市ホームページ等で公表することで、グリーンインフラの啓発を図ります。客観的なデータに基づく施策の検証を通じ、質の高い都市環境の形成を目指します。</p>		
対応指針			
関係者	行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策	(1) みどりのモニタリングの実施
個別施策	② 市民協働の生き物調査による生物データベースの整備		実施状況 継続
方向性	市民参加型の生き物調査を継続しつつ、今後は生き物を発見した場所の位置情報を記録できるデータベースの新たな整備を検討します。これにより、生物多様性の現状を把握し、環境学習やまちづくりへの活用を目指します。		
内容	<p>○市民が参加する生き物調査は、広域かつ継続的なデータの収集を可能にするとともに、市民の環境意識を高める効果もあります。収集したデータは生物データベースとして蓄積し、環境教育プログラムの開発や緑地計画の策定に有効活用します。</p> <p>○なお、貴重種の生息情報については、保護の観点から公開範囲に十分配慮します。</p> <p>○今後は、AIによる種判定や位置情報の記録が可能な専用アプリの導入を検討し、調査の効率化とデータの精度向上を図ることで、自然と共生する豊かなまちづくりを目指します。</p>		
対応指針			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策	(1) みどりのモニタリングの実施
個別施策	③ みどりの市民アンケート調査の実施		実施状況 継続
方向性	計画改定時などに、市民アンケート調査を定実施します。みどりに対する市民の意識や要望を把握し、それらを計画に反映させることで、市民の想いに寄り添ったみどりのまちづくりを進めます。		
内容	<p>○市民アンケートは、緑化施策への評価や今後期待されるみどりの取組、公園の利用実態などの多様な意見を直接収集する貴重な機会です。収集した意見を多角的に分析し、市民の視点に立った施策の改善や、変化する新たなニーズへの柔軟な対応を図り、市民一人ひとりが満足感や愛着を実感できるみどりのまちづくりを目指します。</p>		
対応指針			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課

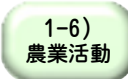
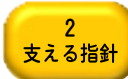
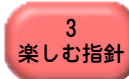
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策	(2) みどりの普及啓発の推進
個別施策	① グリーンインフラの多面的効用の評価と公表		実施状況 新規取組検討
方向性	ウェブサイト等を通じて、グリーンインフラが持つ多様な効果を分かりやすく紹介します。みどりがどのような役に立っているのか、その価値を正しく伝えることで、市民や民間事業者のみどりに対する理解を深め、緑化活動への参加のきっかけづくりを行います。		
内容	<p>○みどりは、景観形成のほか、防災、気候変動対策、生物多様性保全、健康増進といった多面的な機能を有しています。これらのグリーンインフラがもたらす便益を客観的に評価し、WEBサイト等で分かりやすく公表することで、市民や事業者がみどりの重要性を科学的・具体的に再認識し、みどりのまちづくりへ自主的に参画するよう働きかけます。</p> <p>○また、みどりの多面的な効用への理解を深め、市民や事業者、行政が共にみどりを育む取組を広げることで、安全で快適な生活環境の実現を目指します。</p>		
対応指針			
関係者	行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策	(2) みどりの普及啓発の推進
個別施策	② グリーンインフラの多面的効用に資する緑化指導		実施状況 新規取組検討
方向性	建物をつくる際などの緑化の指導において、防災や環境、景観など、グリーンインフラの効果を高める工夫を促します。これにより、災害に強く、持続可能なまちづくりに貢献します。		
内容	<p>○グリーンインフラは、自然の多様な機能を社会課題解決に活用する考え方です。開発事業の緑化指導では、単なる面積確保にとどまらず、雨水浸透や生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和など、みどりが持つ多面的な機能を引き出す植栽計画や配置を促進します。</p> <p>○民間開発と公的な緑化が調和した、より質の高い都市環境を創出することで、気候変動や災害に強いレジリエンスの高いまちづくりを目指します。</p>		
対応指針			
関係者	行政	担当課	みどり公園課・開発建築課
施策の柱	2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	基本施策	(2) みどりの普及啓発の推進
個別施策	③ 地域社会に貢献するみどりづくりの促進		実施状況 新規取組検討
方向性	環境への貢献や生物多様性を守る取り組みに対する、認証・表彰制度の活用を促します。民間事業者や市民による素晴らしい緑化活動を後押しし、地域社会全体でみどりを大切にす文化を育みます。		
内容	<p>○企業や個人が環境に配慮した緑化活動や生物多様性保全の取組を行う際、「TSUNAG 認定」や「SEGES(社会・環境貢献緑地評価システム)」、「ABINC 認証」などの既存の認証・顕彰制度の積極的な活用を促進します。市内で認定や表彰等の実績が得られた場合には、その成果や活動内容を広報誌やWEBサイト等で広く紹介する支援を行い、活動の社会的価値を周知することで、参加者のモチベーション向上と企業のCSR活動を後押しします。</p>		
対応指針	 		
関係者	行政、企業、市民	担当課	みどり公園課

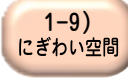
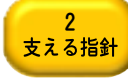
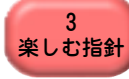
4 みどりの取組（施策の個表）

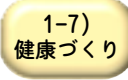
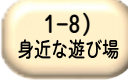
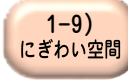
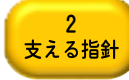
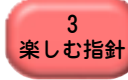
施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策	(1) 財源の確保と活用
個別施策	① 補助金等の活用		実施状況 継続
方向性	国などの交付金や補助金を積極的に活用することで、みどりづくりのための財源を確保し、計画的なみどりの整備や管理を進めます。		
内容	<p>○みどりの整備や保全には、安定的な財源の確保が不可欠です。国や県の社会資本整備総合交付金等の補助制度を最大限に活用し、市の財政負担を軽減しながら、公園整備や緑地保全の取組を推進します。</p> <p>○都市緑地法の改正により創設された機能維持増進事業など、多様な制度の活用を検討し、外部財源の確保を通じて、持続可能なみどりの都市環境形成を目指します。</p>		
目標			
関係者	行政	担当課	財政課・みどり公園課
施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策	(1) 財源の確保と活用
個別施策	② 多様な財源の活用		実施状況 継続
方向性	みどりのまちづくり基金やふるさと納税などの活用を広げます。また、市民や民間事業者からの寄付を募ることで、みどりづくりの活動資金を確保し、みんなで支えるみどりのまちづくりを進めます。		
内容	<p>○みどりのまちづくり基金は、市民や企業等からの寄附を原資として緑化や環境保全活動を支援する制度です。ふるさと納税等の活用を強化し、より多くの資金を緑化事業に充てることで、市民参加のみどりを育む取組を促進します。また、売上の一部が基金へ寄附される自動販売機の設置など、多様な手法で財源確保に努めます。寄附を通じて誰もがまちづくりに参画できる仕組みを広げ、地域全体でみどりを守り育む意識の高い社会の実現を目指します。</p>		
目標			
関係者	行政、市民、企業	担当課	財政課・みどり公園課
施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策	(2) みどり・公園分野におけるDXの推進
個別施策	① 公園管理におけるDXの推進		実施状況 新規取組検討
方向性	公園台帳のデジタル化や公園の案内・イベント情報の周知などにデジタル技術を活用することを検討します。これにより、公園管理を円滑に行うとともに、情報発信をさらに充実させます。		
内容	<p>○公園台帳のデジタル化により、施設の老朽化状況や管理履歴を一元的に把握し、効率的な維持管理や計画的な修繕を推進します。</p> <p>○あわせて、WEB サイトや SNS 等のデジタル技術を活用し、公園の利用状況やイベント情報をリアルタイムで発信することで、市民の利便性向上と公園利用を促進します。</p> <p>○こうした IT 技術を積極的に取り入れた取組を通じて、適正な施設管理と市民サービスの向上が両立するスマートな公園管理の実現を目指します。</p>		
対応指針	   		
関係者	行政	担当課	みどり公園課

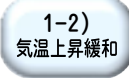
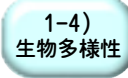
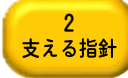
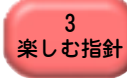
施策の柱	2-4 みどりの支援体制の強化	基本施策	(2) みどり・公園分野におけるDXの推進
個別施策	② WEBを活用したグリーンインフラの普及啓発		実施状況 新規取組検討
方向性	ウェブサイトによるグリーンインフラの役割紹介など、デジタル媒体を活用してみどりが持つ多様な効果を伝えます。より多くの方のグリーンインフラに対する理解を深めることで、みどりの活動への参加を後押しします。		
内容	<p>○ウェブサイトや SNS 等のデジタル媒体を活用し、市内のグリーンインフラの具体事例や、環境・社会・経済にもたらす多面的な便益を分かりやすく発信します。</p> <p>○情報へのアクセスのしやすさを活かし、幅広い層へみどりの重要性を周知することで、緑化活動への関心向上と主体的な参加を促進します。</p> <p>○デジタルの特性を活かした積極的な広報の取組を通じて、市民や事業者と共にみどりの価値を共有し、共感の輪が広がるまちづくりを目指します。</p>		
対応指針	 		
関係者	行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策	(1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催
個別施策	① みどり空間を活用したイベントの開催		実施状況 継続
方向性	彩夏祭や朝霞の森秋まつりなどのみどりのある空間を活用したイベントを継続的に開催します。みどりに親しみ、交流する機会をつくることで、地域の魅力を高めます。		
内容	<p>○彩夏祭、朝霞の森秋まつり、アサカストリートテラス、黒目川花まつり等の行事をみどり空間で開催し、多世代交流やコミュニティの絆を深める取組を促進します。</p> <p>○これらのイベントを通じて、基金への募金や緑化啓発を図るとともに、シティプロモーションの展開により、地域の魅力を市内外へ発信し、活力ある地域社会の実現を目指します。</p> <p>○また、浜崎黒目花広場でのボランティアと保育園児の種まき会等、体験を通したみどりに直接触れる機会を充実させます。</p>		
対応指針	  		
関係者	行政、市民、企業	担当課	地域づくり支援課・みどり公園課・まちづくり推進課・産業振興課
施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策	(1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催
個別施策	② 里山環境の活用		実施状況 継続
方向性	里山観察会や田んぼの耕作など、里山環境を活用した体験活動を広げます。里山の自然に触れ、その価値を理解し、保全活動への関心を高めるきっかけを提供します。		
内容	<p>○里山を舞台に、里山フェスタや観察会、田んぼの耕作といった実体験型のイベントを実施することで、市民が直接里山のみどりに触れ、その価値を再認識する機会を充実させます。</p> <p>○市民の理解と共感に基づいた保全活動を広げることで、自然の恵みを次世代へと引き継ぐ持続可能な地域環境の形成を目指します。</p>		
対応指針	     		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課

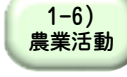
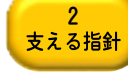
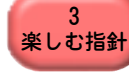
4 みどりの取組（施策の個表）

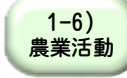
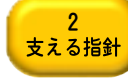
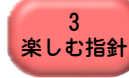
施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策	(1) みどりに触れ楽しめるイベントの開催
個別施策	③ 農を通じた交流の場づくり		実施状況 継続
方向性	農業祭等のイベントを通じて、農を通じた市民交流の場をつくることで、都市農業への理解を深め、地域の活性化と食育を進めます。		
内容	<p>○地元農産物の販売や紹介を行う農業祭の開催により、市民が生産者と直接交流し、農への親しみや地域コミュニティの繋がりを深める機会を促進します。</p> <p>○あわせて、季節ごとの収穫体験といった農業体験事業を推進し、都市農業の魅力を発信する取組を展開することで、地産地消の推進と活力ある地域社会の実現を目指します。</p>		
対応指針	  		
関係者	行政、JA、農業従事者、市民	担当課	産業振興課

施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策	(2) 情報発信の強化と充実
個別施策	① みどりの情報発信		実施状況 継続
方向性	みどり空間を活用したイベントの周知など、情報発信を充実させます。みどりに対する関心を高めることで、みどりづくりへの参加を後押しします。		
内容	<p>○市のウェブサイトや SNS、広報誌を活用し、公園の開花情報やイベント案内のほか、助成制度やボランティア募集等の多様な情報を発信することで、市民の緑化活動への主体的な参加を促進します。</p> <p>○樹木の多い公園や保護樹木等への樹名板の設置を進めることで、身近なみどりに対する理解を深め、樹木を大切にする市民意識の醸成を図ります。</p>		
対応指針	  		
関係者	行政	担当課	みどり公園課

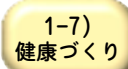
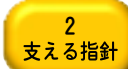
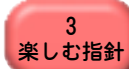
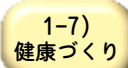
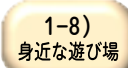
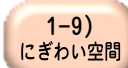
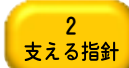
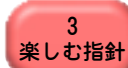
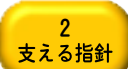
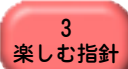
施策の柱	3-1 みどりのシティプロモーションの展開	基本施策	(2) 情報発信の強化と充実
個別施策	② 市民イベント情報の集約と発信		実施状況 新規取組検討
方向性	市民団体などが主催するイベントの情報をとりまとめ、広報の支援を行います。これにより、市民活動を盛り上げるとともに、みどりに関するイベントへの参加を後押しします。		
内容	<p>○市内で開催される里山観察会や花植え体験、清掃活動といった市民団体等による多様なイベント情報を集約し、市の広報媒体を通じて広く市民に周知します。</p> <p>○市民が自身の興味に合った活動を見つけやすい環境を整えることで、イベントへの参加拡大と団体活動の活性化を促進します。</p> <p>○市が市民活動の伴走者として情報を広く届ける取組を通じて、地域全体の緑化意識を高め、市民と行政が共に歩むみどりのまちづくりを目指します。</p>		
対応指針	    		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課

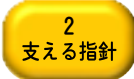
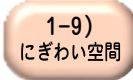
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ
個別施策	① 家庭での緑化や菜園づくり		実施状況 新規取組検討
方向性	自宅の庭やバルコニーで、草花や野菜を育ててみませんか。身近な場所で土や植物に触れることで、育てる喜びを感じ、みどりのある心地よい暮らしが生まれます。		
内容	<p>○バルコニーでのプランター栽培や庭の花壇、家庭菜園等、市民個々の生活に合わせた緑化を奨励し、日常でみどりに触れ、育てる喜びを実感できる機会の創出を目指します。</p> <p>○初心者向けの講習会や情報提供といった、誰もが気軽に緑化に取り組める支援体制の整備を取組として進めます。個々の家庭での緑化を地域で繋げ、みどり豊かな住環境の実現を目指します。</p>		
対応指針	   		
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ
個別施策	② 農産物直売施設等の利用		実施状況 継続
方向性	浜崎農業交流センターや市役所での直売などを利用して、市内で育った新鮮な農産物を味わいましょう。		
内容	<p>○浜崎農業交流センターや市役所で開催される「あさか新鮮野菜市」等を通じて、新鮮な地産野菜や花の販売を促進します。</p> <p>○直売拠点は、生産者と消費者が直接交流し、安心感を持って農産物を手に取れる貴重な場です。流通コストの削減による生産者の収益向上や地域経済の活性化を図る取組を進めることで、地産地消が根付いた豊かな食と農のまちづくりを目指します。</p>		
対応指針	  		
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ
個別施策	③ 地産地消の実践		実施状況 継続
方向性	地元の野菜などを選んで購入する地産地消を実践してみましょう。地元の農業を応援することにつながり、食の安心・安全について考えるきっかけになります。		
内容	<p>○旬の地産野菜を食卓に取り入れることは、日々の食事を通じて季節の変化を味わい、朝霞の豊かな恵みを五感で楽しむ取組です。市内の直売所や農地を身近に感じ、生産者の顔が見える「安心」を暮らしに選ぶライフスタイルを促進します。</p> <p>○食を通じて地域のみどりに愛着を持ち、都市農業の活気と健やかな暮らしが心地よく共鳴するまちの実現を目指します。</p>		
対応指針	  		
関係者	市民、農業従事者、行政	担当課	産業振興課

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ
個別施策	④ みどりを生かした健康づくり		実施状況 継続
方向性	グリーントレイルマップを片手にまちを歩いたり、公園の健康遊具を利用したりして、みどりの中で健康的な体づくりを楽しみましょう。		
内容	<p>○公園でのラジオ体操や健康体操教室などの開催を促進します。あわせて、市内の緑地や公園を繋ぐ「グリーントレイルマップ」を作成・活用し、散歩やジョギングを日常の楽しみとして気軽に取り組めるコースを提案する取組を進めます。</p> <p>○身近な公園への健康遊具の設置等を通じて、多世代が楽しみながら体を動かし、みどりの恩恵を最大限に享受できる健康的なライフスタイルの実現を目指します。</p>		
対応指針	  		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(1) みどりを楽しむ
個別施策	⑤ みどりのイベントへの参加		実施状況 継続
方向性	市内で行われるみどりのイベントに参加してみましょう。みどりに触れ、学び、多くの人と交流することで、みどりへの愛着がさらに深まります。		
内容	<p>○里山フェスタや黒目川花まつり、自然観察会など、四季折々の魅力を体験できるイベントへの参加を促進します。身近な公園や緑地を舞台にした多彩な活動を通じて、みどりの価値を楽しみながら学び、多世代が交流する取組を広げます。</p> <p>○こうした場での発見や感動を共有することで、地域のみどりに対する愛着を育み、環境にやさしいまちの実現を目指します。</p>		
対応指針	    		
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(2) みどりのボランティア活動への参加
個別施策	① みどりのボランティア活動への参加		実施状況 継続
方向性	公園や里山の管理、道路の美化活動などに参加してみませんか。自分たちの手でみどりを手入れすることで、まちが美しくなるだけでなく、地域への愛着もより一層深まります。		
内容	<p>○市民が自らみどりを守り育てる取組は、緑地の質を高め、達成感やコミュニティの絆を深めます。公園サポーターや里山ボランティア、道路美化活動等、日々の生活でまちを美しくする喜びを分かち合える機会を促進します。</p> <p>○ボランティア情報を積極的に発信し、誰もが気軽に参加できる場を広げることで、地域への愛着と貢献の心が豊かに育まれる、市民が主役のみどりのまちづくりを目指します。</p>		
対応指針	 		
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課

施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(2) みどりのボランティア活動への参加
個別施策	② みどりのリサイクルへの参加		実施状況 継続
方向性	刈った草や落ち葉などのリサイクル活動に協力しましょう。みどりを資源として有効に活用することで、環境に優しく、自然の循環を大切に作る社会づくりにつながります。		
内容	○公園等の落葉を堆肥へ再利用する取組への参加を促進します。資源の循環を体験し、出来た堆肥を家庭菜園等で活用することで、みどりを育む循環型社会の実現を目指します。		
対応指針	 		
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(2) みどりのボランティア活動への参加
個別施策	③ みどりに係る講習会への参加		実施状況 継続
方向性	みどりに関する講習会に参加して、知識や技術を身につけましょう。みどりの育て方や手入れの方法を学ぶことで、一人ひとりが自信を持って活躍できるみどりの担い手になることができます。		
内容	○樹木剪定や花植え等の講習会を多様なレベルで開催し、技術を深める機会を促進します。育てる喜びや技術を地域で発揮する取組により、地域全体の緑化水準の向上に貢献します。		
対応指針	 		
関係者	市民、行政	担当課	みどり公園課・環境推進課
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(3) みどりの交流の拡大
個別施策	① 民間のみどりの公開		実施状況 新規取組検討
方向性	大学や寺社などで開催されるイベントに出かけたり、個人や企業の方が大切にしているお庭を見せてもらったりしてみませんか。地域の中にある、普段は気づかない素敵なみどりと出会うことができます。		
内容	○大学や神社仏閣などと連携し、庭園見学等の限定イベントを促進します。普段は入れない貴重なみどり空間での発見や交流を楽しむ取組を通じ、地域全体の魅力向上に貢献します。		
対応指針	  		
関係者	企業等、行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	3-2 みどりのある暮らしの実践	基本施策	(3) みどりの交流の拡大
個別施策	② SNS を活用したみどりの交流		実施状況 新規取組検討
方向性	朝霞で見つけた素敵なみどりの写真を、SNS で発信してみませんか。投稿へのリアクションやコメントを通じた交流が、新しい発見やみどりづくりに参加するきっかけになります。		
内容	○SNS で風景やイベント情報を発信するとともに、写真投稿企画等の市民参加を検討します。交流を通じ関心を高める取組により、みどりの輪を広げ、地域の魅力向上に貢献します。		
対応指針	 		
関係者	行政、市民、企業	担当課	みどり公園課

5 みどりの現況に係る資料

(1) みどりの現況

令和5（2023）年の朝霞市の現況の緑被地面積は、638.32ha（緑被率 34.80%）でした。

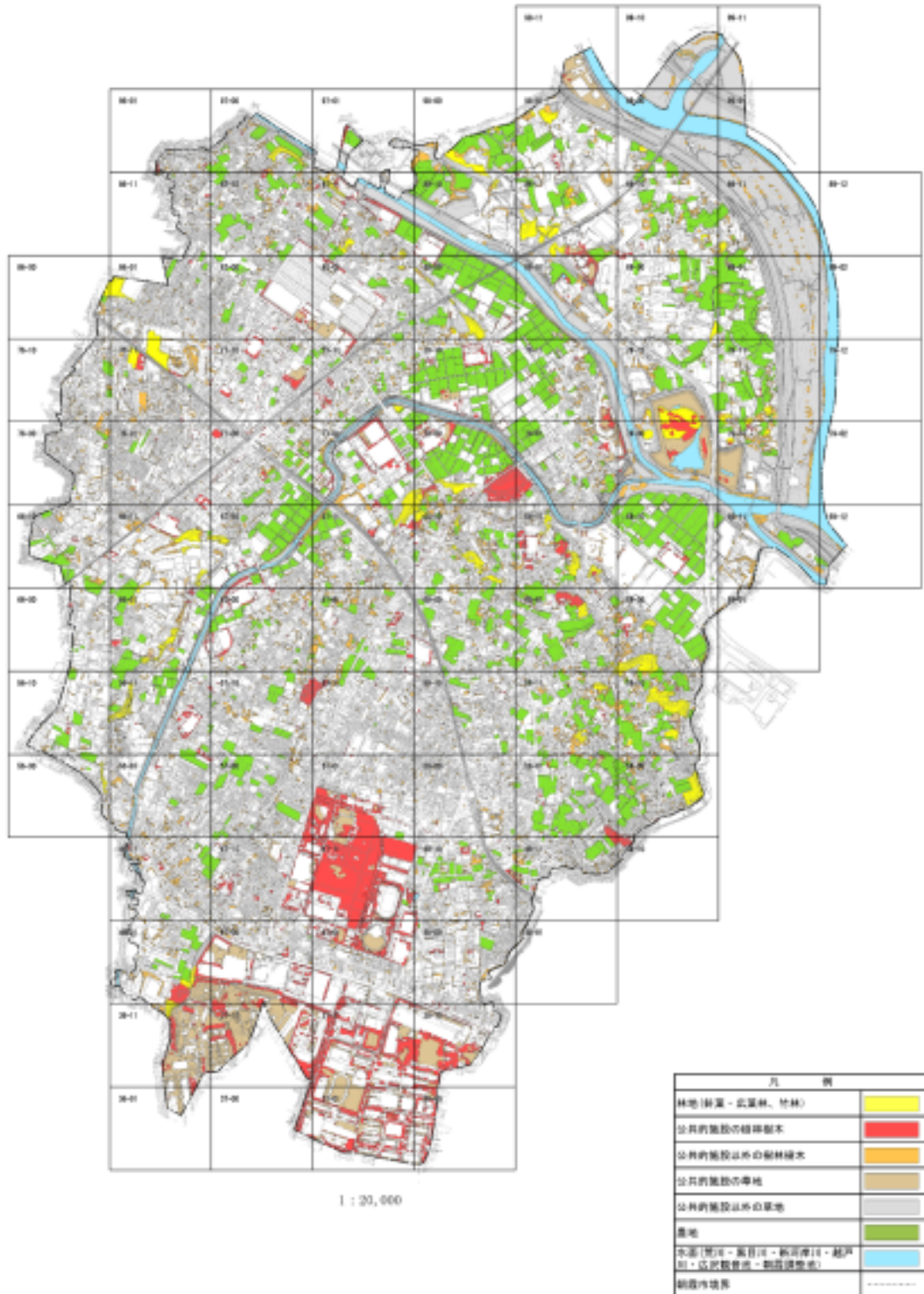


図 参-45 緑被地の分布

(2) 都市公園の現況

朝霞市は、令和7（2025）年度末現在、45箇所・31.22haの都市公園が整備されています。

表 参-14 都市公園の整備状況（令和7年度末）

番号	公園名	所在地	種別	区域	面積 (ha)
1	北割公園	西原2-8	街区	市街化区域	0.28
2	浜崎公園	浜崎3-4	街区	市街化区域	0.15
3	西久保公園	東弁財2-3	街区	市街化区域	0.20
4	弁財公園	東弁財3-4	街区	市街化区域	0.39
5	南割公園	西弁財1-3	街区	市街化区域	0.19
6	二本松公園	本町1-1670-3	街区	市街化区域	0.06
7	越戸公園	栄町1-1588-2	街区	市街化区域	0.10
8	上の原公園	幸町3-1152-1	街区	市街化区域	0.17
9	泉水公園	泉水2-59-1	街区	市街化区域	0.19
10	島の上公園	膝折町4-2045-13	街区	市街化区域	0.50
11	あかね公園	本町2丁目9-2	街区	市街化区域	0.15
12	広沢公園	本町3-10-3	街区	市街化区域	0.20
13	あけぼの公園	仲町2-24-2	街区	市街化区域	0.35
14	南の風公園	本町3-33-3	街区	市街化区域	0.20
15	水久保公園	根岸台7-1012-21	街区	市街化区域	0.85
16	堂之下公園	大字岡字堂の下五反田48-6	街区	市街化調整区域	0.08
17	やつじ公園	宮戸3-1075	街区	市街化調整区域	0.09
18	五反田公園	大字溝沼1352-2	街区	市街化区域	0.11
19	北浦公園	膝折町4-758-1	街区	市街化区域	0.20
20	はなみずき公園	栄町1-1576-24	街区	市街化区域	0.05
21	田島公園	田島2-1571	街区	市街化調整	0.72
22	中道公園	本町1-107-1 他1筆	街区	市街化区域	0.35
23	宮戸大山公園	宮戸3-1051-3	街区	市街化区域	0.05
24	いずみ公園	泉水1-2123-4	街区	市街化区域	0.15
25	三原公園	三原1丁目266番1	街区	市街化区域	0.22
26	宮戸ハケタ公園	宮戸4丁目606番2外3筆の一部	街区	市街化区域	0.19
27	浜崎峡 (竹) 公園	浜崎4丁目1266番1	街区	市街化区域	0.09
28	向山公園	岡3丁目115番	街区	市街化区域	0.22
29	根岸台自然公園	根岸台8丁目531番1外2筆	街区	市街化区域	0.96
30	向原公園	根岸台7丁目944番1	街区	市街化区域	0.22
31	宮台公園	根岸台3丁目1-160	街区	市街化区域	0.10
32	笹橋公園	根岸台3丁目1-181	街区	市街化区域	0.10
33	谷中公園	根岸台3丁目1-26	街区	市街化区域	0.10
34	まぼりみなみ公園	根岸台5丁目1-1	街区	市街化区域	0.13
35	まぼりひがし公園	根岸台5丁目23-1	街区	市街化区域	0.22
36	みやど公園	宮戸2丁目13	街区	市街化区域	0.36
街区公園 計					8.69
37	北朝霞公園	北原1-3	近隣	市街化区域	1.39
38	滝の根公園	溝沼2-1585-2	近隣	市街化区域	1.10
39	内間木公園	大字上内間木518-3	近隣	市街化調整区域	1.68
近隣公園 計					4.17
40	城山公園	岡3-386	地区	市街化区域	3.49
41	朝霞中央公園	青葉台1-1404-12	地区	市街化調整区域	7.10
42	青葉台公園	大字膝折2-30	地区	市街化調整区域	3.80
地区公園 計					14.39
43	柵塚古墳歴史広場	岡3丁目26番地内	歴史	市街化区域	0.52
44	旧高橋家住宅	根岸台2-681	歴史	市街化区域	1.02
歴史公園 計					1.54
45	上野荒川運動場	大字上内間木地内	都市緑地	市街化調整区域	2.43
都市緑地 計					2.43
都市公園 計					31.22

(みどり公園課資料)

5 みどりの現況に係る資料

(3) 都市公園以外の施設緑地の現況

表 参-15 児童遊園地の整備状況（令和7年度末）

番号	名称	面積 (㎡)	番号	名称	面積 (㎡)
1	栄町児童遊園地	1286.68	34	六道第2児童遊園地	220.88
2	膝折宿児童遊園地	126.27	35	下の原第2児童遊園地	328.15
3	岡向山児童遊園地	120.29	36	稲荷山児童遊園地	225.00
4	つつじ児童遊園地	148.65	37	大屋敷児童遊園地	98.40
5	霞台・昭和台児童遊園地	92.33	38	栄町第6児童遊園地	115.95
6	溝沼団地児童遊園地	240.12	39	朝志ヶ丘第2児童遊園地	121.98
7	すみれ児童遊園地	183.82	40	霞ヶ丘児童遊園地	215.05
8	さつき児童遊園地	138.87	41	新屋敷児童遊園地	106.65
9	岡（東洋大）児童遊園地	594.99	42	栄町第7児童遊園地	135.89
10	ひまわり児童遊園地	132.23	43	宮台児童遊園地	198.00
11	けやき児童遊園地	258.95	44	堰ノ上児童遊園地	147.69
12	ひざおり児童遊園地	92.42	45	膝折第3児童遊園地	127.55
13	宮戸長塚児童遊園地	213.66	46	やつるぎ児童遊園地	160.05
14	栄町第4児童遊園地	320.61	47	せんずい山児童遊園地	197.16
15	三原3丁目児童遊園地	149.80	48	宮戸立出児童遊園地	853.92
16	栄町第3児童遊園地	334.54	49	北中緑地	768.03
17	栄町第5児童遊園地	110.11	50	新高橋ふれあい広場	305.65
18	宮戸3丁目児童遊園地	152.90	51	後耕地児童遊園地	468.91
19	東林橋児童遊園地	120.02	52	宮戸中道児童遊園地	127.49
20	岡1丁目児童遊園地	136.76	53	栄町第8児童遊園地	250.36
21	三原1丁目児童遊園地	109.86	54	根岸台4丁目児童遊園地	194.27
22	膝折町1丁目児童遊園地	154.00	55	三原2丁目児童遊園地	453.00
23	膝折町2丁目児童遊園地	112.28	56	三原5丁目児童遊園地	276.41
24	泉水山上児童遊園地	194.63	57	新盛橋広場	167.38
25	溝沼5丁目児童遊園地	116.57	58	東かすみ台児童遊園地	299.58
26	泉水山下児童遊園地	145.17	59	緑ヶ丘北児童遊園地	97.81
27	六道児童遊園地	213.50	60	下の原第3児童遊園地	121.71
28	根岸通児童遊園地	295.24	61	せんずい山第二児童遊園地	226.07
29	膝折町4丁目児童遊園地	101.51	62	大瀬戸児童遊園地	202.54
30	膝折第2児童遊園地	136.68	63	諏訪原児童遊園地	230.60
31	向山児童遊園地	229.15	64	宮戸道合児童遊園地	509.63
32	境久保児童遊園地	103.73	65	岡3丁目児童遊園地	138.67
33	幸町3丁目児童遊園地	98.69	児童遊園地（公有地）計		15,055.46
1	上内間木児童遊園地	595.00	10	溝沼6丁目児童遊園地	457.08
2	下内間木児童遊園地	53.98	11	朝志ヶ丘東児童遊園地	422.65
3	緑ヶ丘児童遊園地	865.27	12	仲町児童遊園地	790.00
4	金剛寺児童遊園地	337.06	13	天ヶ久保児童遊園地	398.00
5	田島児童遊園地	402.97	14	根岸台6丁目児童遊園地	685.00
6	霞台児童遊園地	875.00	15	星の森児童遊園地	2311.00
7	緑ヶ丘北児童遊園地	443.30	16	黒目児童遊園地	1470.71
8	根岸児童遊園地	991.88	17	下の原児童遊園地	515.00
9	郷戸児童遊園地	230.27	児童遊園地（民有地）計		11,844.17
合計					26,899.63

（みどり公園課資料）

（緑ヶ丘北児童遊園地については、市有地と民有地を含む）

表 参-16 公的市民農園の整備状況（令和7年度末）

番号	名称	所在地	区域	面積 (㎡)	区画数
1	浜崎農園	大字浜崎字下谷 19-1 他	市街化調整区域	4,602	211
2	本町農園	本町 1 丁目 37-48	市街化区域	1,930	54
3	根岸台農園	根岸台 8 丁目 815-1 の一部	市街化区域	510	30
4	溝沼農園	大字溝沼字富士下 543 他	市街化調整区域	900	43
5	青葉台農園	青葉台 1 丁目 3-1	市街化区域	1,736	42
6	浜崎第 2 農園	大字浜崎字堰免 722 他	市街化調整区域	1,400	70
合 計				11,078	450

(みどり公園課資料)

表 参-17 公的緑地の整備状況（令和7年度末）

番号	名称	所在地	区域	面積 (㎡)
1	宮戸3丁目緑地	宮戸3丁目	市街化区域	78
2	宮戸4丁目緑地	宮戸4丁目	市街化区域	396
3	根岸台8丁目緑地	根岸台8丁目	市街化区域	5017
4	(仮称) 稲荷山緑地	根岸台8丁目	市街化区域	4,264
5	向山緑地	岡3丁目	市街化区域	70
6	公団前緑地	仲町2丁目	市街化区域	49
7	わくわく田島緑地	大字台字下手町	市街化調整区域	3,000
8	朝志ヶ丘緑地	朝志ヶ丘1丁目	市街化区域	2,036
9	浜崎黒目わんぱく広場	大字浜崎字堰免	市街化調整区域	1,000
10	浜崎黒目花広場	大字浜崎字堰免	市街化調整区域	2,039
11	ふれあい花壇	大字浜崎	市街化調整区域	4,934
12	自主管理公園	根岸台2丁目	市街化区域	169
13	自主管理公園	膝折町4丁目	市街化区域	134
14	自主管理公園	幸町3丁目	市街化区域	488
合 計				23,675

(みどり公園課資料)

表 参-18 公的緑地の整備状況（令和7年度末）

施設及び緑被		市街化区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
街路樹	樹林樹木	0.68	4.05
レクリエーション施設	樹林樹木	0.28	1.16
レクリエーション施設	草地	0.00	0.64
学校	樹林樹木	3.67	9.21
学校	草地	1.75	2.84
その他	樹林樹木	1.98	40.47
その他	草地	2.48	43.07
合 計		10.84	101.45

(令和5年度緑被率経年変化調査)

表 参-19 公的緑地の対象

レクリエーション施設	総合体育館、武道館、図書館、市民センター、公民館、児童館、博物館、溝沼子どもプール、ゆめばれす(市民会館)、県職グラウンド、中央公民館・コミュニティセンター、産業文化センター、健康増進センター、滝の根テニスコート、総合福祉センター
学校	市内各小学校、市内各中学校、県立朝霞西高等学校、県立朝霞高等学校、細田学園グラウンド、武蔵大学グラウンド、東洋大学朝霞校舎、幼稚園
その他	朝霞市役所、埼玉県南西部消防本部、朝霞消防署(訓練所含む)、朝霞保健所、朝霞税務署、朝霞公共職業安定所、陸上自衛隊朝霞駐屯地、キャンプ朝霞跡地、朝霞市クリーンセンター、朝霞調節池、朝霞市各浄水場、三園浄水工場導水ポンプ場、東京都水道局朝霞浄水場及び水道用地、あさか向陽園、特別養護老人ホーム「朝光苑」、JR 武蔵野線北朝霞駅前広場、東武東上線朝霞駅前広場、わくわく田島緑地、浜崎黒目花広場、埼玉県朝霞県土整備事務所、保育園

5 みどりの現況に係る資料

表 参-20 民間施設緑地の緑被地（令和7年度末）

施設及び緑被		市街化区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
社寺・墓地	樹林樹木	3.00	3.62
社寺・墓地	草地	0.10	0.31
合 計		3.09	3.93

(令和5年度緑被率経年変化調査)

表 参-21 施設緑地の面積総括表（令和7年度末）

		市街化区域			都市計画区域 (市域)		
		箇所	面積 (ha)	一人当たりの面積 (㎡)	箇所	面積 (ha)	一人当たりの面積 (㎡)
住区基幹公園	街区公園	30	7.80	0.54	36	8.69	0.59
	近隣公園	2	2.49	0.17	3	4.17	0.28
	地区公園	1	3.49	0.24	3	14.39	0.98
	計	33	13.78	0.96	42	27.25	1.86
都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
特殊公園	歴史公園	2	1.54	0.11	2	1.54	0.11
都市緑地		0	0.00	0.00	1	2.43	0.17
都市公園 計		35	15.32	1.06	45	31.22	2.13
市民緑地 ^(VI)		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
都市公園+市民緑地 計		35	15.32	1.06	45	31.22	2.13
公共施設緑地 計			15.03			107.53	
民間施設緑地 計			3.09			3.93	
施設緑地 計			33.45	2.32		142.68	9.74
人口		144,079			146,518		

(一人当たりの面積の計算では、令和7年12月1日時点の人口データ(146,518人)を使用しています。)

(3) 地域制緑地の現況

本市の地域制緑地には、法に基づくものとして、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域、生産緑地地区、河川区域があります。また、市の条例によるものとして、保護地区・保護樹林、朝霞市文化財保護条例に基づく緑地があります。

表 参-22 地域制緑地の指定状況（令和7年度末）

制度	名称	市街化区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
特別緑地保全地区	宮戸特別緑地保全地区	0.55	0.55
	岡特別緑地保全地区	0.43	0.43
	郷戸特別緑地保全地区	0.41	0.41
	新屋敷特別緑地保全地区	0.30	0.30
	代官水特別緑地保全地区	0.38	0.38
	計	2.07	2.07
近郊緑地保全区域	荒川近郊緑地保全区域	0.00	98.00
生産緑地	211 地区	63.40	63.40
河川区域	荒川	0.00	126.03
	新河岸川	0.00	28.15
	黒目川	0.00	23.98
	越戸川	0.00	1.84
	計	0.00	180.00
法律に基づく地域制緑地 計		65.47	343.47
条例に基づく地域制緑地 計	保護地区	25 地区	7.58
	保護樹木	96 本	-
	文化財保護条例に基づく緑地	広沢の池	0.06
条例に基づく地域制緑地 計		7.64	7.92
地域制緑地の重複（荒川河川区域と近郊緑地保全区域の重複）		0	△98.00
地域制緑地 合計		73.11	253.39

(みどり公園課資料)

(4) 緑地の総面積

本市の緑地の総面積は、393.64ha で市域に占める緑地の割合（緑地率）は21.5%です。

表 参-23 緑地の総括表（令和7年度末）

緑地種別	市街化区域			都市計画区域（市域）		
	整備量		整備水準	整備量		整備水準
	箇所	面積 (ha)	(㎡/人)	箇所	面積 (ha)	(㎡/人)
都市公園等 計	35	15.32	1.06	45	31.22	2.13
公共施設緑地 計	-	15.03	1.04	-	107.53	7.34
民間施設緑地 計	-	3.09	0.21	-	3.93	0.27
施設緑地 計	-	33.45	2.32	-	142.68	9.74
地域制緑地 計	-	73.11	-	-	253.39	-
施設緑地と地域制緑地の重複	-	0.00	-	-	2.43	-
緑地 総計	-	106.56	-	-	393.64	-
人口 (人)	144,079			146,518		
区域面積 (ha)	1,078			1,834		
緑地率	9.9%			21.5%		

(一人当たりの面積の計算では、令和7年12月1日時点の人口データ(146,518人)を使用しています。)

6 計画策定の体制と経過

この計画の策定にあたっては、朝霞市緑化推進会議に意見を求め、専門的な知識や市民の立場からの助言をいただきました。

また、市役所の内部に朝霞市緑の基本計画庁内検討委員会を設置し、計画案の検討や関連するほかの計画との調整を行いました。

さらに、市民アンケートやワークショップを実施したほか、市民コメントの募集や説明会を開催することで、市民の皆さんの意見を計画に反映させました。

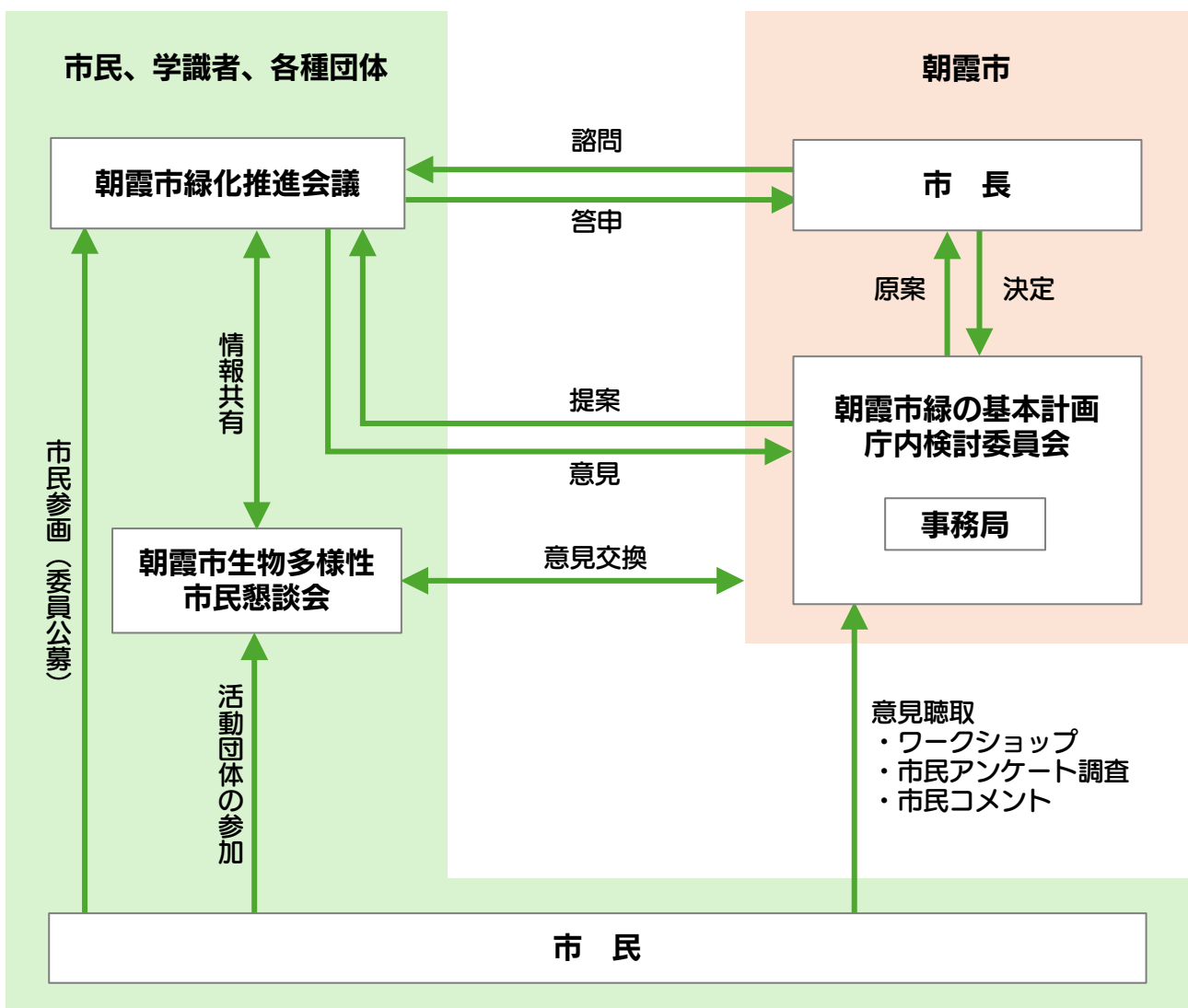


図 参-46 策定体制図

表 参-24 朝霞市緑化推進会議 委員名簿

構成	氏名	所属等
市の議会の議員	高堀 亮太郎 (令和6年5月~令和7年12月)	朝霞市議会
	西 明 (令和8年1月~令和8年3月)	朝霞市議会
	増田 ともみ	朝霞市議会
学識経験を有する者	古賀 健一 (会長)	株式会社戸田芳樹風景計画
	堂本 泰章 (副会長)	公益財団法人埼玉県生態系保護協会
関係行政機関の職員	鈴木 勝浩	埼玉県朝霞県土整備事務所
	鈴木 香織 (令和6年度)	朝霞市小・中学校長会
	渡辺 貴子 (令和7年度)	朝霞市小・中学校長会
まちづくり関係団体の代表者	大橋 純	朝霞市都市計画審議会
社会福祉関係団体の代表者	渡辺 淳史	朝霞市小・中学校長会
環境関係団体の代表者	藤井 久美子	あさか環境市民会議
商工業関係団体の代表者	本多 武	朝霞市商工会
農業関係団体の代表者	高橋 隆	朝霞市農業委員会
公募による市民 又は 公募委員候補者名簿に 登載された市民	大貫 利己	公募市民 (内間木地域)
	田島 徳広	公募市民 (北部地域)
	森 敏夫	公募市民 (東部地域)
	柴野 昌己	公募市民 (西部地域)
	山本 清典	公募市民 (南部地域)

表 参-25 朝霞市生物多様性市民懇談会 委員名簿

構成	氏名	所属等
座長	堂本 泰章	公益財団法人埼玉県生態系保護協会
委員	松永 健司	あさか環境市民会議
	小林 一己	黒目川に親しむ会
	富永 靖徳	(公財) 埼玉県生態系保護協会 朝霞支部
	田中 幹男	秋ヶ瀬野鳥クラブ
	大野 良夫	朝霞基地跡地の自然を守る会
	田之岡 真澄	朝霞湿生植物保護の会
	山本 長志郎	わくわく新河岸川みどりの会

6 計画策定の体制と経過

表 参-26 朝霞市緑の基本計画庁内検討委員会 委員構成

委員長	都市建設部	部 長
委 員	都市建設部	まちづくり推進課長
		開発建築課長
		みどり公園課長
		道路整備課長
	市長公室	政策企画課長
	危機管理室	副審議監兼室長
	総務部	次長兼財政課長
		財政課長
		財産管理課長
	市民環境部	地域づくり支援課長
		産業振興課長
		環境推進課長
	福祉部	長寿はつらつ課長
	こども健康部	保育課長
	上下水道部	下水道施設課長
	学校教育部	教育総務課長
		教育指導課長
	生涯学習部	生涯学習・スポーツ課長
		文化財課長

表 参-27 計画策定の経過

項目	会議等			
	緑化推進 会議	生物多様性 市民懇談会	庁内検討 委員会	ワークショップ等
令和6年度	(4回開催)	(3回開催)	(5回開催)	
<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの現況の整理 ・市民アンケートの実施 ・みどり事業のまとめ ・みどりの評価 ・みどりの課題の整理 等	■5/28 ■8/20 ■12/19 ■3/13	■10/7 ■12/18 ■2/18	■4/24 ■5/14 ■8/6 ■11/18 ■2/18	■9月下旬～10月中旬 (みどりの市民アンケート) ■1/26 (シンボルロードの緑地管理を 考える勉強会) ■2/22 (ワークショップ)
令和7年度	(5回開催)	(1回開催)	(5回開催)	
<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの将来像の検討 ・みどりの指針の検討 ・施策の方針の検討 ・重点施策の検討 ・地域別計画の検討 ・素案の作成 ・市民コメントの実施 等	■7/1 ■9/2 ■11/6 ■1/13 ■2/24	■11/25	■5/26 ■8/20 ■10/15 ■12/22 ■2/16	■7/11 (基地跡地見学会) ■1/16～2/16 (市民コメント) ■1/17・20 (市民説明)
令和8年度 計画公表(4月)				

7 公園緑地の制度解説

この計画では、私たちの暮らしを豊かにする環境全体をみどりと呼びます。これは植物だけでなく、森や田畑、川や池、公園、学校の校庭や家の庭なども含めた、生き物や自然がある場所すべてを指します。

このみどりの中でも、法律などで将来にわたって守ることが約束されている場所を緑地と呼び、どれくらい確保するかという目標を立てる対象にしています。

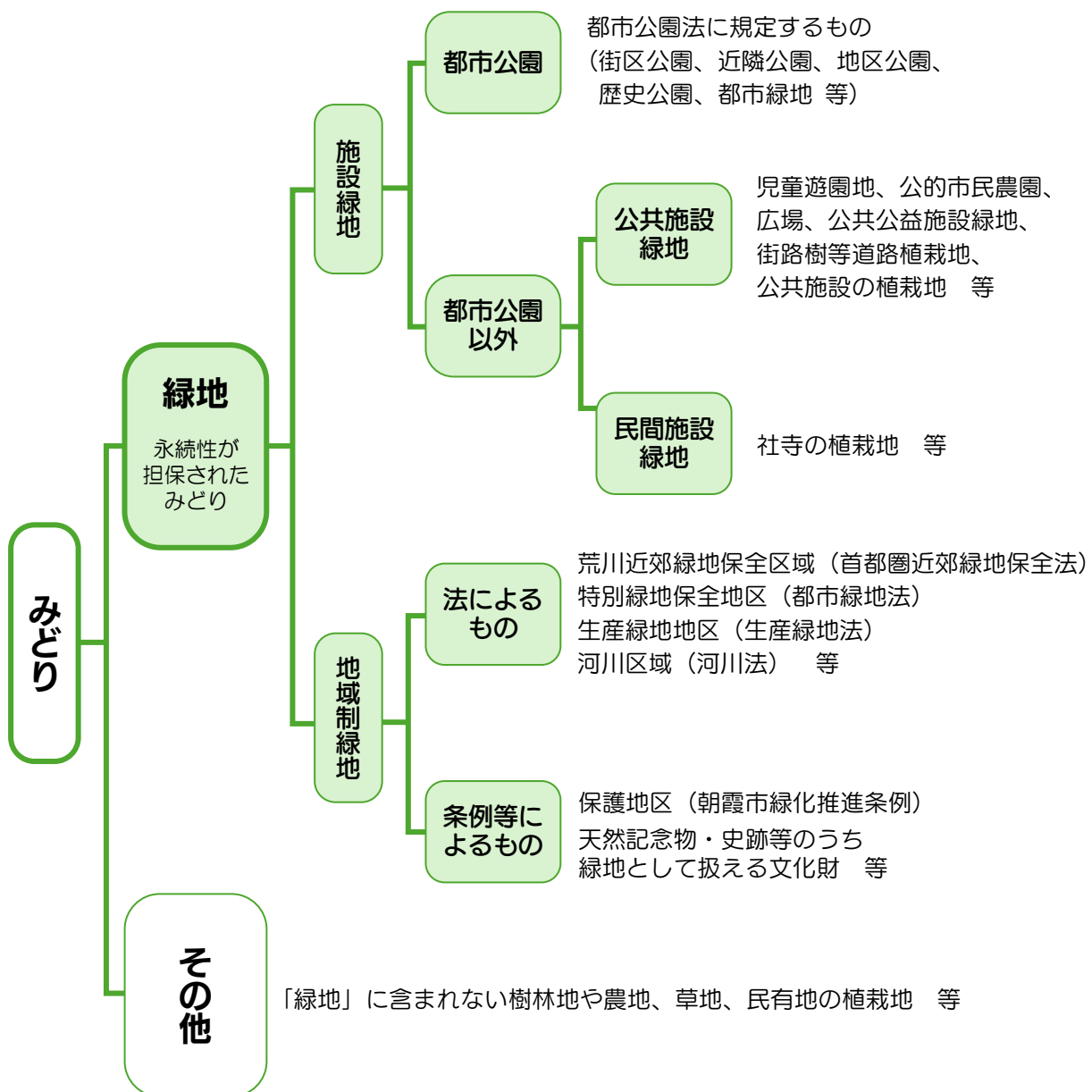


図 参-47 みどりと緑地

表 参-28 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※みどり色に着色した種別は本市にある都市公園の種別です。総合公園はまだありませんが、基地跡地における都市計画決定上の種別が総合公園であるため着色しています。

※種別と内容は、国土交通省のホームページに掲載している都市公園の種類から引用しています。

8 用語の解説

あ行	
雨庭	建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に溜めて、ゆっくり地下へ浸透させるために設ける植栽地のことで、レインガーデンとも呼ばれます。
荒川低地	荒川が運んできた土砂が積もってできた、川沿いの低くて平らな土地のことです。地質学では沖積面（ちゅうせきめん）と呼ばれます。
ウォーカブル	居心地が良く歩きたくなるまちのことです。車中心ではなく、ベンチで休んだり、安心して散歩や買い物ができたりする、ひとを中心とした空間づくりを指します。
雨水貯留・浸透	大雨が降ったとき、一時的に水を溜めたり地中にしみ込ませたりすることで、雨水が下水道や川へ一気に流れ込まないようにすることです。
エコアップ	緑や水を増やすだけでなく、水辺と草木を隣り合わせるなどして、生き物のすみかとしての質を高めることです。今ある環境に手を加え、生き物がより暮らしやすい豊かな自然へとレベルアップさせる工夫を指します。
エコロジカルネットワーク	生き物が地域を行き来し、命をつなぐためのみどりのつながりのことです。生き物の拠点となる森などの核（コア）、移動ルートとなる川や並木などの回廊（コリドー）、休憩場所となる公園などの飛び石からなります。
園芸療法	草花や野菜を育て、土や植物に触れ合う活動を通して、心の疲れを癒やし、体の健康を整える療法のことです。
オープンスペース	公園、河川、農地など、建物が建っていない開放的な場所の総称です。都会では、ビルやマンションの敷地にある広場や歩道なども含まれます。誰もが自由に過ごせる場所であり、景観を守り、災害時の避難場所としても役立ちます。
か行	
街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、こどもの遊び場や近所に住む人たちの休憩や運動、交流の場として利用されることを目的に作られる、もっとも身近な公園のことです。1箇所当たり0.25haを標準として設置されます。
涵養起源	降った雨が地下を通過して特定の湧水へたどり着く元となる場所です。今回の調査では、降った雨（地下に浸透した雨）の1%以上がその湧水に届く範囲をシミュレーションで予測しています。
協働	多様な部門や組織が、共通の目標に向かって、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くことです。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏などの都市近くで、豊かな自然を守るために国が指定したエリアです。無秩序な開発を制限することで、災害を防いだり、私たちがリフレッシュしたりできる貴重な緑の環境を将来まで残します。
近隣住区モデル	学校を中心としたひとつの生活のまとまりを想定し、まちを計画する考え方です。住民が歩いて行ける範囲に、公園や施設をバランスよく配置するための基準となっています。
クールアイランド	大きいみどりの空間は、日陰や植物の働きで周囲より気温が低い涼しい場所（クールアイランド）を形成します。そこから冷たい空気が周囲へ広がり、街を冷やすのがにじみ出し現象です。夏の暑さを和らげる大切な役割を果たします。
クラウド	インターネット上にデータやアプリケーションを保管し、必要な時に必要な分だけ使用できるようにしたサービスのことです。

グリーン インフラ	自然が持っているチカラや働きを、わたしたちの暮らしや社会を良くするために使う考え方です。公園のみどり、屋上緑化、川、田んぼ、森などの自然そのものや自然の仕組みをまねた施設を暮らしを支え・豊かにする財産として計画的に活用することです。
景観作物	遊休農地や耕作放棄地などに植えられ、美しい風景を作る作物のことです。ヒマワリやコスモスなどが代表的で、地域の自然を守るだけでなく、観光客を呼んだり住民が交流したりする場所作りにも役立てられています。
グレーインフラ	コンクリートや鉄などを使ってつくられた、私たちの生活を支える人工的な施設のことです。例えば、道路、下水道、橋などがこれにあたります。
景観重要樹木	景観法に基づき、地域の良好な景観形成に特に重要な役割を果たすとして指定・保存する樹木のことです。
健康資産	医療サービスを指すことが一般的でしたが、近年、公衆衛生やまちづくりの分野では、人々の健康を維持・増進するために活用できる地域にあるすべての要素という、より広い意味で捉える考え方が主流になっています。
公園の利用頻度	みどりの市民アンケート調査により得られる公園の年間利用回数の平均です。
コロナ禍	新型コロナの流行による社会の混乱や苦境のことです。外出自粛やマスク着用など生活が大きく変わり、この変化をきっかけに生まれた新しい日常をニューノーマルと呼び、オンラインの活用などが当たり前になりました。
さ行	
再生可能 エネルギー	太陽光、風、水、地熱など、自然界に常に存在し、使い切る心配がないエネルギーのことです。二酸化炭素をほとんど出さないため、地球温暖化を防ぎ、環境を守りながら繰り返し使い続けられるクリーンな資源です。
里山	人里に隣接し、暮らしの中で手入れされてきた森林や農地のことです。人と自然が共生し、多様な生き物を育む環境です。
市域に占める 緑地率	都市公園、学校などの公共施設の植栽地、社寺などの私有地の植栽地、特別緑地保全地区や保護地区、生産緑地などの法律や条例で守られている緑地などのすべての緑地面積が市域に占める割合です。
市民緑地 認定制度	個人や企業が持つ土地を、地域の公園や広場として公開・管理する仕組みです。所有者が設置管理計画を作成し、市区町村から認定されると、そこがみんなの憩いの場になります。税金が安くなるなどのメリットもあり、まちの緑を増やすために役立っています。
諮問・答申	諮問は、国や自治体が、専門家や市民の代表からなる機関に意見を求めることです。答申は、諮問を受けた機関が、検討した結果を公式な意見として返すことです。
住区基幹公園	住んでいる場所から歩いて行ける、生活に身近な公園の総称です。大きさや役割によって街区公園、近隣公園、地区公園の3種類に分けられます。
樹林地等の 担保性	緑地が開発されず、将来にわたって確実に残るように、法律や制度によって保証されている状態のことです。
生産緑地 特定生産緑地	生産緑地は、都市の農地を緑地として守る制度です。所有者は30年間農業を続ける条件で、税金が安くなります。その期限後さらに10年延長できるのが特定生産緑地制度です。通常、生産緑地の指定には500m ² 以上の広さが必要ですが、朝霞市では条例で300m ² 以上へと指定要件を緩和しました。これにより、少し小さな農地も守りやすくなっています。

8 用語の解説

生物多様性	地球上の多種多様な生き物たちが、互いにつながり合って、バランスがとれている状態のことです。いろいろな環境がある（生態系）、多くの種類がいる（種）、個体ごとの個性がある（遺伝子）の3つの豊かさを指す大切な言葉です。
た行	
脱炭素型交通	二酸化炭素（CO ₂ ）排出量を削減し、地球温暖化対策に貢献する交通システムや移動手段を指します。
地球温暖化	地球全体の大気温度が、人間活動によって増えた二酸化炭素などの温室効果ガスのために、徐々に上がっていく現象です。この温暖化によって、異常気象や海面の上昇など、長期にわたる様々な変化が起こります。これが気候変動と呼ばれているものです。地球温暖化は、この気候変動の原因の一つであり、私たちの生活や生態系に大きな影響を与えるため、世界中で対策が急がれています。
調節池・調整池	大雨の際、川や下水道が溢れないよう水を一時的に溜める施設です。主に河川の洪水を防ぐ目的で、河川管理者が造るものを調節池と呼びます。一方、宅地開発などで雨水が急に流れ出さないよう、下水道や住宅地側に造るものを調整池といいます。どちらも下流の浸水被害を防ぐダムのような役割を果たします。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市の良好な自然環境を将来に残すために定める地区です。緑地保全の制度の中で最も規制が厳しく、建物の建築や宅地造成、木竹の伐採などが原則禁止され、現状のまま保存することが求められます。その代わりに、土地所有者には税制上の優遇措置や、自治体に対する土地の買取請求権が認められています。
都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市の農地を防災や環境保全に役立つ都市の大切な財産と位置づける法律です。新鮮な野菜の供給に加え、災害時の避難先や交流の場として、国や自治体が計画的に守り育てることを定めています。
都市公園の整備水準	市内の都市公園の総面積を市の人口で割った一人当たりの都市公園面積のことです。
都市のレジリエンス	都市が大地震などの突発的なショックや、気候変動や人口減少などの慢性的なストレスに直面した際に、その影響を最小限に抑え、適応し、回復し、さらに発展していく能力を指します。
都市緑地	都市計画内において、都市の自然環境の保全や改善、都市景観の向上を図るために設けられた、1箇所あたり0.1ヘクタール以上を目安とした緑地です。公園や庭、緑道なども含まれます。
都市緑地法	都市において、緑地の保全や緑化の推進について必要なことを定めた法律です。良好な都市環境を作り出し、健康で文化的な都市生活を確保することを目的としています。
な行	
ネイチャーポジティブ	2030年までに、減り続けている動植物などの自然の減少を止め、むしろ増やして自然を回復させるという世界的な目標です。
ネーミングライツ	公園や体育館等の施設に、企業名などを冠した愛称を付ける権利のことです。企業は宣伝ができ、市は得られた契約料を施設の維持管理や運営に役立てることができます。

は行	
バイオマス	植物や生ごみなど、生物から生まれた資源のことです。二酸化炭素（CO ₂ ）を増やさない、環境に優しいエネルギー源です。
バリアフリー ・ ユニバーサル デザイン ・ インクルーシブ デザイン	バリアフリーは、段差の解消など、高齢者や障害者にとっての物理的・心理的な障壁を取り除く考え方です。対してユニバーサルデザインは、年齢や障害の有無にかかわらず、最初からすべての人が使いやすいように設計する考え方を指します。さらに近年重視されるインクルーシブデザインは、これまで利用が難しかった人々の声を計画段階から取り入れ、多様なユーザーと共に作り上げる考え方です。これらを組み合わせ、誰もが自分らしく過ごせる公園づくりが求められます。
ヒート アイランド 現象	都市部の気温が郊外より高くなる現象のことです。アスファルトや排熱の影響で熱がこもり、等温線を描くと都市が海に浮かぶ島のように見えることから名付けられました。
プレーパーク	自分の責任で自由に遊ぶことを理念とする冒険遊び場のことです。既製の遊具に頼らず、廃材や土、火、工具などを使い、こどもが自らの発想で遊びを作り出せるのが特徴です。プレーリーダーがこどもの自主性や創造的な活動を支えます。
保護地区 ・ 保護樹木	朝霞市緑化推進条例に基づき、特に保護すべき樹木や樹林地を保護樹木や保護地区として指定し、その保全を図る仕組みです。保護地区・保護樹木に登録されると維持管理に係る経費の一部を助成するために年に一回、固定資産税額や指定経過年数に応じた奨励金が交付されます。
ま行	
みどりの満足度	みどりの市民アンケート調査における問 1-a「朝霞市のみどりの豊かさや魅力に満足している」の回答（そう思う（1.0）～そう思わない（-1.0）までの5段階評価）の平均です。
武蔵野台地	関東平野の西部、多摩川と荒川に挟まれた地域に広がる、平らで小高い地形のことです。火山灰土（関東ローム層）が厚く積もっています。
や行	
屋敷林	家屋の周りに設けられた樹木の集まりで、風や日差し、雪から家や集落を守り、生活に役立つ多様な機能を持つ林のことです。特に家々が孤立している場合は有効です。
ら行	
リモート センシング	人工衛星や航空機を使い、離れた場所から地上を観測する技術です。電磁波などを利用して、対象に直接触れずに形や温度、植生の状況を測定します。気象予報や災害状況の把握に大切な役割を果たしています。
緑地種別	緑地には、大きく分けて施設緑地と地域制緑地の2種類があります。施設緑地は都市公園や広場、学校や市役所の植栽地、神社やお寺の境内のみどりなど、整備されたみどりのことです。地域制緑地は、法律や条例で開発が制限されている場所で、特別緑地保全地区や生産緑地などがこれにあたります。
緑肥	栽培した植物（緑肥作物）を収穫せずにそのまま土壌にすき込み、次に栽培する主作物の肥料成分や土壌改良材として活用する農業技術です。緑肥として、イネ科やマメ科の植物が使われることがあります。
緑被地	空から見て、樹木や草などの植物で覆われている土地のことです。

8 用語の解説

緑被率	その地域全体の中で、緑被地が占める割合（％）のことです。まちの自然の豊かさを測る目安になります。
緑化重点地区	緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第10号の規定に基づき定められた緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区のことで、義務的な規制を伴う区域とは異なり、行政と市民が協力して優先的に緑化を進めるエリアです。公共による都市公園等の整備に加え、民有地における住宅の庭や商業施設などのみどりを大切にしながら、将来にわたってみどり豊かな住環境を共に育んでいくことを目指しています。
ローリング方式	計画の策定後、固定的に運用するのではなく、一定の期間ごとに計画内容の見直しを行う手法のことです。社会情勢の変化や、事業の進捗状況、財政状況などを踏まえ、計画と実態との乖離を防ぐために修正・補正を加えることで、計画の実効性を維持・向上させることを目的としています。
わ行	
ワークショップ	参加者が主役となって体験したり話し合ったりする体験型講座のことです。全員が対等に意見を出し合い、協力して新しいアイデアを生み出したり、問題を解決したりすることを目指します。
アルファベット	
ABINC (エイビック) 認証	企業が生物多様性に配慮した緑地づくりや管理に取り組んでいるかを評価・認証する制度で、いきもの共生事業所認証とも呼ばれます。オフィスビル、商業施設、工場、集合住宅などが対象で、自然と共生する社会を目指す企業活動を促進します。
AI (エーアイ)	AIとは、人工知能（Artificial Intelligence：アーティフィシャル・インテリジェンス）の略称です。現在は、大量のデータから法則を学び特定の役割をこなす機械学習という技術が主流で、蓄積された情報から最適な答えを探し出す便利な道具として普及しています。人間のように自ら考え判断するレベルのAIについては、将来の実現が期待されている高度な段階であり、現在の技術とは性質が異なるものです。行政分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）においては、こうしたAI技術を活かし、画像解析による樹木の健康診断や公園の利用状況の分析など、より効率的で質の高いみどりの管理への活用が期待されています。
CSR活動	企業が利益だけでなく、環境保護や地域貢献など、企業の社会的責任を果たす取り組みです。信頼される企業として長く生き残るために欠かせず、活動を通じてブランド価値の向上や優秀な人材の確保に繋がります。
DX (デジタルトランス フォーメーション)	デジタル技術を使って生活や社会をより良く変えることです。公園では、データ活用による効率的な管理やスマホでの予約など、最新技術で利便性や満足度を高める取組が挙げられます。
J-クレジット 制度	森林整備や省エネ設備の導入によるCO ₂ の削減量を、国が「価値」として認める制度です。この削減量は企業などが買い取ることができ、社会全体で温暖化対策を進めるための仕組みとして注目されています。
NPO (エヌピーオー)	Non-Profit Organizationの略称で、福祉や環境保護など、社会を良くするために活動する民間のグループのことです。活動で得た利益はすべて、次の人助けや環境保護などの活動資金に充て、社会のために使い切ります。

Park-PFI (パーク・ ピーエフアイ)	都市公園において、飲食店、売店などの公園利用者の利便性向上に資する公募対象公園施設（特定公園施設）の設置・管理を行う民間事業者を、公募により選定する仕組みです。この事業者は、施設から得られる収益を、公園全体の園路、広場、植栽などの特定公園施設の整備や管理に還元します。
SEGES (シージェス)	「社会・環境貢献緑地評価システム」の略で、企業が所有・管理する緑地の価値やその取組を客観的に評価する「緑の認定」制度です。ビルやマンションの緑化が、防災や環境保全にどれほど貢献しているかを評価・認定し、企業の信頼や建物の価値を高める役割を担っています。
SDGs (エスディー・ ジーズ)	「持続可能な開発目標」の略称です。これは 2015 年の国連の会議で 2030 年までの達成を目指して世界共通で決められた 17 個の目標のことを指します。貧困や飢餓をなくすことから、地球温暖化などの環境問題への対策、ジェンダー平等、働きがいのある社会づくりまで幅広い目標が位置付けられています。SDGs の達成には国や企業だけでなく私たち一人ひとりの行動が大切になります。
SNS (エスエヌエス)	インターネットを通じて、家族や友人、あるいは共通の趣味を持つ人とつながるサービスです。文字や写真で自分の日常を発信したり、誰かの投稿に反応したりすることで、国境を越えた交流や情報交換が楽しめます。
TSUNAG (ツナグ) 認証	TSUNAG (ツナグ) 認定制度は、国土交通省による「優良緑地確保計画認定制度」の通称で、都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度です。TSUNAG 認定を取得すると、「地球に優しい会社」としてアピールでき多くの人の信頼を得ることに役立ちます。また、世界的な投資の評価も上がり、自然を守るための取組をわかりやすく公開できるようになります。
Well-Being (ウェル・ ビーイング)	ただ病気ではないという状態を超えて、心も体も良い状態にあることを意味する言葉です。日本語では「幸福」や「良好な状態」と訳されます。生きがいを感じたり、人間関係が良好だったり、将来に希望を持てたりするなど、持続的な幸せを感じられる状態を指します。

朝霞市みどりの基本計画
(グリーンインフラの推進に係るマスタープラン)
令和8年3月 発行

編集・発行 : 朝霞市 都市建設部 みどり公園課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町一丁目1番1号
電話 048-463-1111(代表) FAX 048-463-9490
URL <https://www.city.asaka.lg.jp/>